

(平成22年5月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	264 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	234 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	61 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	38 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月、60年1月及び同年2月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月
② 昭和60年1月及び同年2月

私の国民年金は、結婚したときに夫が加入手続をしてくれて、国民年金保険料を納付してくれていた。また、昭和60年当時は、私と子供達と一緒に口座振替で納付していたはずなのに、私だけが未納とされている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、1か月及び2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和45年6月に払い出されており、その直前の当該期間1か月分の保険料を未納のままにして、上記払出月以降の保険料を継続して納付したとは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間②については、申立人の長男の預金口座取引記録から、当該期間直前の昭和59年12月までの保険料は、申立人、長男及び次男の3名分が3か月ごとに口座振替で引き落とされており、長男及び次男の保険料は60年1月以降も引き続き口座振替で引き落とされていることが確認できる。申立人の当該期間の保険料が口座振替で引き落とされていないことについては、申立人は、昭和60年3月に60歳の資格喪失を迎えることから、口座振替を解除して、最終納付となる当該期間2か月の保険料を納付書により納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年12月まで

私は、確定申告書の作成を依頼していた公認会計士へ渡した社会保険料控除の内訳に係るメモを所持しており、当該メモには、申立期間の国民年金保険料の額が記載されている。また、確定申告書の社会保険料控除欄には当該メモの金額が含まれている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時に確定申告書の作成を依頼していた公認会計士に渡して返却されたとする昭和57年、58年及び59年分の社会保険料控除の内訳に係るメモ及び当該各年の確定申告書（控）を所持している。当該メモには、国民年金保険料の支払額が記載されており、当該各年に納付すべき保険料額と一致する上、当該各年の確定申告書（控）に記載された社会保険料控除額は、当該メモに記載された国民年金保険料額が含まれていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで
私は、昭和51年に国民年金の加入手続をして以降、平成9年3月まで私の分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年11月に払い出されており、申立人は、同年4月から国民年金保険料の納付を開始し、申立期間を除き平成9年3月までの保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から5年12月まで

私は、国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間については確定申告書の社会保険料控除欄に保険料額の記載がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年から5年までの確定申告書（控）を所持しており、このうち元年から4年までの当該申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている国民年金の支払保険料額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致する。

また、平成5年の当該申告書（控）の社会保険料控除欄には国民年金の支払保険料額の記載は無いものの、国民健康保険の支払保険料額として記載されている金額は、前年の所得から算出した国民健康保険料額と5年の国民年金保険料額の合計額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年5月までの期間、47年10月及び同年11月、51年8月から52年4月までの期間、53年1月から同年5月までの期間、平成2年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年5月まで
② 昭和47年10月及び同年11月
③ 昭和51年8月から52年4月まで
④ 昭和53年1月から同年5月まで
⑤ 昭和56年7月及び同年8月
⑥ 昭和57年4月から同年12月まで
⑦ 昭和59年12月
⑧ 昭和60年2月及び同年3月
⑨ 平成元年10月及び同年11月
⑩ 平成2年7月

私は、勤めていた金融機関を退職した昭和41年6月後に国民年金に加入した。44年1月に再就職して以降は転職を繰り返したが、その都度国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④については、申立人は、いずれの期間も、厚生年金保険適用事業所を退職直後に区役所出張所において離職票及び社員証等を持参して国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は当該出張所で納付書により納付したと具体的に説明しており、申立人の居住している区では、当時、当該出張所において国民年金の加入手続き及び納付書による保険料の収納業務を行っていたことが確認できること、申立期間④後において厚生年金保険から国民年金への切替手続きは適切に処理され、昭和53年9月から同年12月までの保険料は納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間⑩については、1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであるほか、オンライン記録により納付日が確認できる当該期間前の平成2年5月の保険料が4年6月に過年度納付されており、この納付時点では当該期間の保険料も過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録により、当該期間はいずれも、平成4年1月に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に記録整備されたことが確認でき、当時は当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であって、この記録整備時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年5月までの期間、47年10月及び同年11月、51年8月から52年4月までの期間、53年1月から同年5月までの期間、平成2年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7401

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から49年3月まで

私の夫は、昭和50年2月ごろ、区役所出張所で行った私の国民年金の加入
手続に同行した際に、職員から、今なら過去10年分の国民年金の未納保険
料をさかのぼって納付できると聞き、約10万円の保険料を納付してくれた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳到達時までの国民年金保険料をおおむね納
付しており、また申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、昭和37年
1月以降60歳到達時までの保険料をおおむね納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年2月は、
第2回特例納付の実施期間であり、申立人の夫が納付したとする金額は、申立
期間を含む当該払出時までの保険料を、第2回特例納付、過年度納付及び現年
度納付により納付した場合の合計額とおおむね一致しているほか、申立人が加
入手続を行い、夫が保険料を納付したとする区役所出張所では、その当時、現
年度納付のほか、過年度納付や特例納付を含む保険料の納付が可能な年金相談
及び臨時窓口を開設していたことが区報等により確認できるなど、申立内容に
不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7406

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の妻は、国民年金制度が発足したときに夫婦の加入手続を行い、区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

還付整理簿により、申立人は申立期間当初の昭和36年4月から、勤務していた事業所が厚生年金保険適用事業所となった41年4月以降の48年9月まで保険料を納付しており、49年3月に還付決議が行われ、申立期間を含めた150か月分の保険料が同年4月に還付されていることが確認できるものの、申立期間は、申立人は国民年金の強制被保険者であり、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたこと等が認められることから、申立期間の保険料は納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7407

第1 委員会の結論

申立人は、昭和49年4月及び50年7月から同9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月
② 昭和50年7月から同年9月まで

私の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳到達時までの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間は、1か月、3か月といずれも短期間である。

また、申立期間①は申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立期間①の保険料が納付済みである上、申立期間②は、申立人が居住していた区の申立人の被保険者名簿で、申立人が昭和52年3月に国民年金の再加入の手続をしていることが確認でき、申立期間②の保険料は当該時点で過年度納付が可能であり、50年10月から51年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私の夫は、夫婦の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料を二重に納付した領収書を所持しており、その保険料の還付を受けていない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年(番号A)及び51年(番号B)に二つの国民年金手帳の記号番号の払出しを受け、申立期間の国民年金保険料を番号Aで51年10月に、番号Bで52年3月に重複して納付していることが申立人の所持する領収証書で確認できる。

また、昭和59年6月作成の番号Bの還付・充当・死亡一時金等リストには52年5月に還付決議された旨記載はあるものの、昭和52年度の還付整理簿には申立人の氏名の記載はない。

さらに、申立人の昭和51年11月の番号Bの払出しに伴って作成された市町村名簿には、重複納付した52年3月8日の2日後の同年3月10日に還付請求書を送付したとする不自然な記載があるとともに、62年4月から同年9月までの保険料に係る62年8月の還付の記録はあるものの、申立期間の保険料に係る52年5月の還付決議に係る記載が無いなど、申立期間の保険料に係る還付に関する事務処理が適切に行われていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続後、自宅に来る区の集金人に私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする申立人の母親は昭和36年4月から60歳に至るまですべての保険料を納付しており、母親が区の集金人に保険料を納付していたとする申立人の説明は、当時、申立人が居住していた区の収納方法と合致する。また、申立期間は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では現年度納付が可能な期間である上、申立人の特殊台帳には、昭和40年12月の保険料が41年5月に還付された旨の記載があり、当該時点では、申立期間が未納であれば、誤納金額を申立期間の保険料に充当していたはずであり、それを充当することなく、全額還付していることから、還付当時は、申立期間は納付済みとして記録管理されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月及び44年12月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月
② 昭和44年12月から45年3月まで

私は、婚姻後国民年金の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月及び4か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、昭和36年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、市役所で保険料を納付した際、年金手帳に検認印を押してもらったとする記憶は具体的であり、当時、申立人が居住していた市の納付方法等と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間①については、当該期間の保険料は、特殊台帳では納付済み、オンライン記録では未納とされていること、申立期間②については、当該期間直前の昭和44年11月分の保険料は、特殊台帳では、47年7月1日に第1回特例納付により納付済みとされているが、当時申立人は、厚生年金保険被保険者の妻（専業主婦）であり、特例納付をすることができる強制加入被保険者であったとするのは不自然である上、当該期間を未納のままにして、直前の1か月分のみを納付したとは考えにくいことなど、申立人の記録管理が不適切であった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7413

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年10月まで

私は、公認会計士に勧められ国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。区役所でもらった年金保険料納付状況一覧表でも納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年6月時点で、申立期間の保険料を過年度及び現年度納付をすることが可能であった。

また、申立人は、平成4年6月に妻が区役所で国民年金の喪失手続きを行った際に区役所が作成した年金保険料納付状況一覧表を所持しており、当該一覧表では申立期間は納付済み期間とされているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年12月までの期間、53年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から同年12月まで
② 昭和53年10月及び同年11月

私は、夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は区の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、9か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間直前の昭和51年3月に払い出されており、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、送付された納付書により、区の出張所で保険料を納付したことを記憶しており、当時の納付方法等と合致している上、当該期間の前後を通して住所変更はなく、生活状況に変化はないなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

申立期間②については、2か月と短期間であり、当該期間前の期間の保険料は納付済みである。また、申立人は、昭和53年12月に区の出張所窓口で厚生年金保険に加入したことを伝え、保険料を納付したことを具体的に記憶しており、当時の納付方法等と合致しているなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間及び54年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで
② 昭和54年10月から56年3月まで

私は、昭和36年4月から国民年金保険料をすべて納付している。保険料は途中で納付しなかったことはなく、申立期間も納付書は送付されてきており納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時の昭和36年4月以降、申立期間を除き60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、保険料を6か月分又は1年分まとめて納付書により市役所や金融機関で納付したと記憶しており、当時の納付方法等と合致する上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間②直後の昭和56年4月から61年3月までの5年間の保険料について、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿では未納とされているが、オンライン記録では納付済みとなっており、申立人の記録管理が不適切であった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7416

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで
私たち夫婦は、国民年金加入期間は申立期間も含めて、60歳になるまで国民年金保険料を納付したはずである。それぞれの年金手帳の印紙検認欄にも「納付済み」という記載があるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認欄には、「納付済」の記載があり、申立人は、保険料の納付場所及び納付方法等を具体的に記憶している上、申立人が夫婦二人分の保険料として納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7417

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から同年6月まで
私たち夫婦は、国民年金加入期間は申立期間も含めて、60歳になるまで国民年金保険料を納付したはずである。それぞれの年金手帳の印紙検認欄にも「納付済み」という記載があるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認欄には、「納付済」の記載があり、保険料を納付したとする申立人の妻は、保険料の納付場所及び納付方法等を具体的に記憶している上、申立人の妻が夫婦二人分の保険料として納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から44年9月まで

私は、20歳の時に母が国民年金に加入手続をしてきて、以降母と同居している間は結婚しても、母か私が集金人に国民年金保険料を納付してきた。社会保険事務所(当時)に相談した際、申立期間は国民年金の資格喪失後に再加入手続がされていない未加入期間であるから、納付は無効であり、還付請求するように言われた。申立期間が未加入期間とされ、保険料が未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では未加入期間とされているが、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間を含む昭和40年4月から44年9月までの国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押され、納付された記録が認められる。これについては、申立人が昭和50年12月に再加入手続をした際に、申立期間が結婚後の期間で、夫が厚生年金被保険者であったことから、さかのぼって未加入期間とされたものと考えられるが、当時、還付手続は行われておらず、申立人は、平成21年9月になって、還付請求をするよう通知を受けている。

しかしながら、旧国民年金保険法附則第6条の2の規定により被保険者が強制被保険者でなくなり、引き続き任意加入を希望する場合、その者が資格を喪失するに至らなかったならば納付すべき保険料を現年度納付しているときは、任意被保険者に該当する日に任意加入の申出をしたものとみなされ、申立人の場合には、当該保険料を現年度納付していることから、申立期間について未加入期間とし、納付済みの保険料を還付する処理は同条の適用誤りであり、申立期間の保険料を納付していたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から41年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで
③ 昭和60年4月から61年3月まで

私の父は、私が20歳になった時、国民年金の加入手続を行い、昭和45年3月まで、母が私を含めた姉妹の国民年金保険料を納付してくれていた。私だけ申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。その後、保険料の督促状が届いたので、申立期間②の保険料を納付した。その後、申請免除をやめ、申立期間③の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料が納付済みである。また、申立人が当時居住していた区の昭和53年度の国民年金被保険者収滞納一覧表において、申立人の当該期間の保険料は未納とされていることから、申立人に対しては未納通知が送付されたと考えられ、督促状が届いたので、自宅近くの区役所に行き、保険料を納付したとする申立人の説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

申立期間③については、当該期間前の昭和57年4月から60年3月までの期間は申請免除期間であり、毎年度免除申請をしていたが、収入が安定してきたので、送付されてきた免除申請のはがきにより、区役所で手続を行い、金融機関で保険料を納付したとする申立人の説明は具体的であり、納付したとする金融機関は、当該期間当時、開設されており、保険料の収納を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年3月時点では、当該期間の一部は、時効により保険料を納付することができないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 7421

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年6月まで

私は、申立期間当時居住していた区への転居手続きをしたときに国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年11月の転居手続きの際に、区の出張所で国民年金に加入する手続きを行い、再転居するまで国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたとしており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の転居時の42年11月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を、現年度納付することが可能である。

また、申立人が印紙検認により保険料を納付していたとする納付方法は、当時居住していた区の収納方法と合致し、納付していたとする保険料額も当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間後に散見される未納期間については、申立人は、出産その他の事情で出費が重なって生活が苦しくなって、納付しなかったなど、当時の加入手続き、納付方法及びその後の納付状況等について具体的に説明している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月及び同年3月、同年10月及び同年11月、58年2月から61年3月までの期間、62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年11月から50年3月まで
② 昭和57年2月及び同年3月
③ 昭和57年10月及び同年11月
④ 昭和58年2月から61年3月まで
⑤ 昭和62年4月から同年6月まで

私は、夫が会社を退職した昭和47年11月に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち申立期間②、③及び⑤については、それぞれ2か月又は3か月と短期間であり、申立人の夫は、当該期間の国民年金保険料を納付済みであるほか、申立人は申立期間⑤後の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っている。

また、申立期間④については、申立人が保険料を一緒に納付していたとされる申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みであり、当該期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、生活状況に変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間のうち申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51

年8月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月及び同年3月、同年10月及び同年11月、58年2月から61年3月までの期間、62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から50年3月まで
② 昭和55年4月から同年7月まで

私の妻は、私が会社を退職した昭和47年11月に区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、4か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとされる申立人の妻は、当該期間の保険料納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年8月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで
③ 昭和56年7月から57年9月まで

私は、昭和51年5月に国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間は自宅に届いた納付書で納付期限内に納付しており、申立期間前後は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は、申立期間①直前の昭和53年12月に転居し、転居後は金融機関及び同市の促進員に保険料を納付していたと説明しており、申立人が当時居住していた市では、その当時には促進員が保険料の収納を行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
私の夫は、私の国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、昭和42年9月以降は申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間はすべて国民年金保険料を納付済みである。

また、申立人の夫は、申立期間の保険料を3か月ごとに金融機関で納付していたと記憶しており、これは申立人が当時居住していた市の保険料の納付方法等と合致しているほか、申立期間の前後を通じて夫婦の住所や仕事に変更は無く、生活状況に変化は認められないなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月
② 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで

私は、友人に勧められ昭和 57 年に国民年金に任意加入し、国民年金 保険料を納付していた。その後、私の夫が私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月及び 3 か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、昭和 57 年に国民年金に任意加入後、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、夫の厚生年金保険資格喪失に伴う第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を昭和 62 年 6 月 4 日に行っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、昭和 62 年 6 月 8 日に申立期間①に係る過年度納付書が作成されたことが確認でき、申立期間①直後の 62 年 4 月から同年 6 月までの保険料及び申立期間②直後の 62 年 10 月から同年 12 月までの保険料はそれぞれ現年度納付されており、申立期間の保険料のみを納付していないとは考えにくいなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び47年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和47年4月から同年6月まで

私たち夫婦は、区の職員の勸奨を受け、夫婦一緒に国民年金に加入し、当初は区の集金人に、その後は業界団体の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月及び3か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をおおむね納付している。

また、申立人の夫は、申立期間①の保険料を印紙検認により区の集金人に納付したと説明しており、申立人が当時居住していた同区の納付方法と合致し、申立期間②の保険料は、業界団体の集金人に保険料を納付したと説明しており、その納付方法は、申立人の夫が当該期間当時営んでいた小売店等を対象として昭和42年4月から平成元年3月まで保険料の収納を取り扱っていた当該業界団体の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から同年10月まで
② 昭和50年5月から同年7月まで

私は、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を、52年5月2日に金融機関で納付した領収証書を所持している。このうち、申立期間②を含む50年1月から同年8月までの保険料は、社会保険事務所（当時）から、52年7月30日付けで還付する旨の通知を行ったが、還付請求がされないまま2年の時効が経過したと説明を受けたが、還付通知を受けた記憶は無い。また、この納付書で納付した保険料を、申立期間①に充当してほしい。申立期間①及び②が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書により、申立人は、当該期間を含む昭和50年1月から51年3月までの保険料を52年5月2日に納付していることが確認できる。また、申立人の還付整理簿の記録から、昭和52年7月に社会保険事務所が、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である50年9月21日を国民年金の資格取得日とし、資格取得前の期間については、無資格期間として保険料の還付を決定したことが確認できるが、還付決定された期間のうち、申立期間②は、申立人の厚生年金保険の加入記録は存在せず、当該期間は本来国民年金の強制被保険者であるなど、事実と異なる事由によって資格喪失され、還付が決定されたものと認められる。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年4月時点及び申立人が所持する領収証書により確認で

きる納付日の52年5月2日時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、納付された保険料を当該期間に充当することもできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案7436

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年7月まで
私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。妻が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳には、申立期間に係る資格得喪年月日が記載されており、申立人の国民年金手帳の記号番号払出簿にもそれと整合する記載があり、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われていたと考えられること、夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の妻の所持する年金手帳には、申立人の被保険者資格の得喪に対応した被保険者種別の変更年月日が記載されており、申立期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から43年6月まで
② 昭和47年10月から同年12月まで

私は、結婚したときに自宅に来た区役所職員に勧められ、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間①が未加入期間とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は、夫が厚生年金保険の被保険者となった当該期間前の昭和45年10月に国民年金に任意加入し、当該期間の前後の国民年金保険料を納付している。また、申立人は、当該期間の保険料を納付書により郵便局で納付したと説明しており、申立人が当時居住していた区における保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は結婚した昭和41年12月に任意加入し、当該期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の夫が厚生年金保険適用事業所を退職した直後の43年8月に夫婦連番で払い出されており、当該払出し時点で当該期間は任意加入対象の未加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない。また、申立人が所持する昭和43年8月に発行された国民年金手帳においても、当該期間直後の同年7月以降の印紙検認記録欄には検認印があるものの、当該期間の一部である同年4月から6月までの欄には検認印が無いこと、申立人は、現在、所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうか

がわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年度のうち9か月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年度のうち9か月

私は、昭和35年ごろに区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、区の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後から60歳に至るまで国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年1月時点では、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である。また、集金人による徴収、印紙検認による納付など保険料の納付状況に関する申立人の説明は、当時の状況と一致しており、一緒に保険料を納めていたとする申立人の夫も当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さはみられない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした場所及び保険料の納付額の記憶が曖昧である上、さかのぼって保険料を納付したことが無いと説明するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、一緒に加入手続をしたとする申立人の夫の手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号よりも前に払い出されており、当該手帳記号番号の前後各80番について調査したが、申立人の氏名に類似する被保険者名は見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年度のうち9か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年6月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年6月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私の夫は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から国民年金に加入して以降、すべての国民年金保険料を納付してきたはずである。45年3月に婚姻した後は、夫が夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳に至るまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間はそれぞれ12か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立人及び申立人が保険料を納付していたとする妻は受給資格期間に関係なく年金額を増やすために第2回特例納付により特例納付している上、当該期間の前後の保険料は第2回特例納付で納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人の特殊台帳によると、昭和47年10月から49年3月までの保険料を50年1月に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間であるとともに、前後の保険料は納付済みであるなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 8701～8842（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成 18 年 6 月 20 日の標準賞与額を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成 18 年 6 月 20 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表の写しにより、申立人は、平成 18 年 6 月 20 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表の厚生年金保険料控除額から、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 11 月 16 日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
8701	男		昭和17年生		平成18年6月20日	150万 円
8702	男		昭和29年生		平成18年6月20日	150万 円
8703	女		昭和35年生		平成18年6月20日	19万8,000 円
8704	女		昭和35年生		平成18年6月20日	19万3,000 円
8705	女		昭和23年生		平成18年6月20日	19万2,000 円
8706	女		昭和24年生		平成18年6月20日	18万5,000 円
8707	女		昭和26年生		平成18年6月20日	18万1,000 円
8708	女		昭和23年生		平成18年6月20日	16万6,000 円
8709	女		昭和53年生		平成18年6月20日	16万 円
8710	女		昭和25年生		平成18年6月20日	21万1,000 円
8711	女		昭和26年生		平成18年6月20日	20万4,000 円
8712	女		昭和30年生		平成18年6月20日	13万9,000 円
8713	女		昭和36年生		平成18年6月20日	17万8,000 円
8714	女		昭和46年生		平成18年6月20日	16万3,000 円
8715	女		昭和39年生		平成18年6月20日	14万 円
8716	女		昭和31年生		平成18年6月20日	17万3,000 円
8717	女		昭和24年生		平成18年6月20日	12万 円
8718	女		昭和43年生		平成18年6月20日	19万4,000 円
8719	女		昭和47年生		平成18年6月20日	16万7,000 円
8720	女		昭和24年生		平成18年6月20日	17万2,000 円
8721	女		昭和19年生		平成18年6月20日	21万 円
8722	女		昭和49年生		平成18年6月20日	18万5,000 円
8723	女		昭和50年生		平成18年6月20日	18万6,000 円
8724	女		昭和22年生		平成18年6月20日	24万 円
8725	女		昭和31年生		平成18年6月20日	20万8,000 円
8726	女		昭和25年生		平成18年6月20日	15万2,000 円
8727	女		昭和29年生		平成18年6月20日	18万3,000 円
8728	女		昭和30年生		平成18年6月20日	21万2,000 円
8729	女		昭和36年生		平成18年6月20日	18万3,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
8730	女		昭和19年生		平成18年6月20日	10万8,000 円
8731	女		昭和56年生		平成18年6月20日	7万6,000 円
8732	女		昭和58年生		平成18年6月20日	11万8,000 円
8733	女		昭和21年生		平成18年6月20日	31万2,000 円
8734	女		昭和23年生		平成18年6月20日	30万2,000 円
8735	男		昭和22年生		平成18年6月20日	107万5,000 円
8736	女		昭和22年生		平成18年6月20日	31万3,000 円
8737	女		昭和24年生		平成18年6月20日	31万 円
8738	女		昭和23年生		平成18年6月20日	29万9,000 円
8739	男		昭和31年生		平成18年6月20日	110万8,000 円
8740	男		昭和25年生		平成18年6月20日	109万8,000 円
8741	女		昭和26年生		平成18年6月20日	29万4,000 円
8742	女		昭和37年生		平成18年6月20日	29万6,000 円
8743	女		昭和27年生		平成18年6月20日	28万4,000 円
8744	女		昭和40年生		平成18年6月20日	30万3,000 円
8745	女		昭和28年生		平成18年6月20日	28万8,000 円
8746	女		昭和38年生		平成18年6月20日	28万1,000 円
8747	女		昭和37年生		平成18年6月20日	29万 円
8748	男		昭和41年生		平成18年6月20日	73万 円
8749	女		昭和30年生		平成18年6月20日	28万9,000 円
8750	女		昭和45年生		平成18年6月20日	29万1,000 円
8751	女		昭和34年生		平成18年6月20日	28万9,000 円
8752	女		昭和24年生		平成18年6月20日	26万8,000 円
8753	男		昭和34年生		平成18年6月20日	103万6,000 円
8754	男		昭和23年生		平成18年6月20日	66万5,000 円
8755	女		昭和27年生		平成18年6月20日	96万 円
8756	男		昭和29年生		平成18年6月20日	91万3,000 円
8757	男		昭和35年生		平成18年6月20日	150万 円
8758	女		昭和25年生		平成18年6月20日	28万6,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
8759	男		昭和33年生		平成18年6月20日	89万4,000 円
8760	男		昭和28年生		平成18年6月20日	92万5,000 円
8761	男		昭和31年生		平成18年6月20日	41万1,000 円
8762	男		昭和36年生		平成18年6月20日	59万9,000 円
8763	女		昭和23年生		平成18年6月20日	30万6,000 円
8764	女		昭和47年生		平成18年6月20日	26万5,000 円
8765	女		昭和23年生		平成18年6月20日	28万1,000 円
8766	男		昭和48年生		平成18年6月20日	91万9,000 円
8767	女		昭和45年生		平成18年6月20日	32万2,000 円
8768	男		昭和47年生		平成18年6月20日	65万3,000 円
8769	女		昭和25年生		平成18年6月20日	29万4,000 円
8770	男		昭和41年生		平成18年6月20日	90万5,000 円
8771	女		昭和37年生		平成18年6月20日	26万4,000 円
8772	女		昭和47年生		平成18年6月20日	24万7,000 円
8773	女		昭和41年生		平成18年6月20日	33万6,000 円
8774	男		昭和47年生		平成18年6月20日	71万4,000 円
8775	女		昭和41年生		平成18年6月20日	26万7,000 円
8776	男		昭和23年生		平成18年6月20日	57万4,000 円
8777	女		昭和48年生		平成18年6月20日	26万 円
8778	女		昭和29年生		平成18年6月20日	67万7,000 円
8779	女		昭和32年生		平成18年6月20日	38万7,000 円
8780	女		昭和51年生		平成18年6月20日	27万3,000 円
8781	女		昭和36年生		平成18年6月20日	25万6,000 円
8782	男		昭和43年生		平成18年6月20日	33万8,000 円
8783	女		昭和48年生		平成18年6月20日	23万2,000 円
8784	女		昭和47年生		平成18年6月20日	23万1,000 円
8785	女		昭和40年生		平成18年6月20日	25万5,000 円
8786	女		昭和46年生		平成18年6月20日	39万6,000 円
8787	女		昭和43年生		平成18年6月20日	22万7,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
8788	女		昭和45年生		平成18年6月20日	24万 円
8789	男		昭和44年生		平成18年6月20日	57万8,000 円
8790	男		昭和46年生		平成18年6月20日	55万5,000 円
8791	男		昭和47年生		平成18年6月20日	77万2,000 円
8792	男		昭和46年生		平成18年6月20日	73万 円
8793	女		昭和43年生		平成18年6月20日	28万6,000 円
8794	女		昭和29年生		平成18年6月20日	28万8,000 円
8795	女		昭和46年生		平成18年6月20日	31万4,000 円
8796	女		昭和31年生		平成18年6月20日	27万8,000 円
8797	女		昭和47年生		平成18年6月20日	42万4,000 円
8798	女		昭和27年生		平成18年6月20日	37万4,000 円
8799	女		昭和25年生		平成18年6月20日	27万1,000 円
8800	女		昭和23年生		平成18年6月20日	41万7,000 円
8801	女		昭和40年生		平成18年6月20日	51万 円
8802	女		昭和49年生		平成18年6月20日	26万 円
8803	女		昭和49年生		平成18年6月20日	24万2,000 円
8804	女		昭和30年生		平成18年6月20日	44万9,000 円
8805	女		昭和44年生		平成18年6月20日	26万 円
8806	女		昭和42年生		平成18年6月20日	30万 円
8807	男		昭和46年生		平成18年6月20日	91万1,000 円
8808	女		昭和37年生		平成18年6月20日	54万2,000 円
8809	女		昭和51年生		平成18年6月20日	21万1,000 円
8810	女		昭和51年生		平成18年6月20日	37万8,000 円
8811	女		昭和39年生		平成18年6月20日	118万8,000 円
8812	男		昭和46年生		平成18年6月20日	61万2,000 円
8813	男		昭和38年生		平成18年6月20日	110万5,000 円
8814	男		昭和44年生		平成18年6月20日	73万9,000 円
8815	女		昭和45年生		平成18年6月20日	29万1,000 円
8816	女		昭和48年生		平成18年6月20日	38万9,000 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準報酬月額
8817	女		昭和43年生		平成18年6月20日	39万5,000 円
8818	男		昭和50年生		平成18年6月20日	58万2,000 円
8819	女		昭和48年生		平成18年6月20日	40万2,000 円
8820	男		昭和45年生		平成18年6月20日	79万 円
8821	女		昭和23年生		平成18年6月20日	28万7,000 円
8822	女		昭和36年生		平成18年6月20日	110万 円
8823	女		昭和45年生		平成18年6月20日	33万 円
8824	女		昭和48年生		平成18年6月20日	24万8,000 円
8825	女		昭和49年生		平成18年6月20日	24万8,000 円
8826	女		昭和47年生		平成18年6月20日	23万7,000 円
8827	男		昭和42年生		平成18年6月20日	38万4,000 円
8828	男		昭和49年生		平成18年6月20日	3万 円
8829	女		昭和34年生		平成18年6月20日	29万9,000 円
8830	女		昭和22年生		平成18年6月20日	29万8,000 円
8831	女		昭和26年生		平成18年6月20日	39万3,000 円
8832	女		昭和41年生		平成18年6月20日	46万2,000 円
8833	女		昭和26年生		平成18年6月20日	33万7,000 円
8834	女		昭和48年生		平成18年6月20日	25万 円
8835	男		昭和17年生		平成18年6月20日	24万 円
8836	男		昭和49年生		平成18年6月20日	20万 円
8837	男		昭和38年生		平成18年6月20日	41万5,000 円
8838	女		昭和47年生		平成18年6月20日	19万8,000 円
8839	男		昭和52年生		平成18年6月20日	25万 円
8840	女		昭和56年生		平成18年6月20日	20万 円
8841	女		昭和43年生		平成18年6月20日	36万 円
8842	男		昭和43年生		平成18年6月20日	2万 円

東京厚生年金 8843～8876（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「社員別賞与台帳一覧表」により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「社員別賞与台帳一覧表」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を

納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8843	男		昭和34年生		平成16年7月12日	65万 2,000円
					平成16年12月13日	84万 円
					平成17年3月25日	10万 円
					平成17年7月11日	60万 円
					平成17年12月12日	86万 円
					平成18年3月20日	14万 円
					平成18年7月10日	60万 円
					平成18年12月11日	85万 円
					平成19年3月22日	14万 円
8844	男		昭和36年生		平成16年7月12日	79万 5,000円
					平成16年12月13日	108万 円
					平成17年3月25日	18万 円
					平成17年7月11日	80万 円
					平成17年12月12日	109万 円
					平成18年3月20日	18万 円
8845	男		昭和38年生		平成16年7月12日	74万 円
					平成16年12月13日	102万 円
					平成17年3月25日	18万 円
					平成17年7月11日	75万 円
					平成17年12月12日	108万 円
					平成18年3月20日	18万 円
					平成18年7月10日	78万 円
					平成18年12月11日	108万 円
					平成19年3月22日	18万 円
8846	男		昭和49年生		平成16年7月12日	51万 8,000円
					平成16年12月13日	68万 5,000円
					平成17年3月25日	14万 5,000円
					平成17年7月11日	52万 5,000円
					平成17年12月12日	72万 円
					平成18年3月20日	15万 円
					平成18年7月10日	57万 円
					平成18年12月11日	78万 円
					平成19年3月22日	16万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8847	男		昭和53年生		平成16年7月12日	40万 1,000円
					平成16年12月13日	54万 1,000円
					平成17年3月25日	12万 円
8848	男		昭和48年生		平成16年7月12日	40万 円
					平成16年12月13日	55万 円
					平成17年3月25日	12万 円
					平成17年7月11日	41万 円
8849	男		昭和52年生		平成16年7月12日	36万 5,000円
					平成16年12月13日	52万 円
					平成17年3月25日	12万 円
					平成17年7月11日	40万 円
					平成17年12月12日	56万 円
					平成18年3月20日	14万 円
					平成18年7月10日	45万 円
					平成18年12月11日	60万 円
8850	男		昭和49年生		平成16年7月12日	40万 5,000円
					平成16年12月13日	55万 円
					平成17年3月25日	13万 円
					平成17年7月11日	44万 円
					平成17年12月12日	59万 円
					平成18年3月20日	14万 円
					平成18年7月10日	47万 円
					平成18年12月11日	68万 円
8851	男		昭和48年生		平成16年7月12日	36万 2,000円
					平成16年12月13日	51万 6,000円
					平成17年3月25日	11万 円
					平成17年7月11日	39万 円
					平成17年12月12日	55万 円
					平成18年3月20日	13万 5,000円
					平成18年7月10日	43万 円
					平成18年12月11日	59万 円
					平成19年3月22日	14万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8852	男		昭和52年生		平成16年7月12日	34万 3,000円
					平成16年12月13日	48万 1,000円
					平成17年3月25日	11万 円
					平成17年7月11日	38万 7,000円
					平成17年12月12日	51万 6,000円
					平成18年3月20日	12万 円
					平成18年7月10日	44万 円
					平成18年12月11日	59万 6,000円
					平成19年3月22日	14万 円
8853	男		昭和48年生		平成16年7月12日	34万 円
					平成16年12月13日	50万 円
					平成17年3月25日	12万 円
					平成17年7月11日	39万 円
					平成17年12月12日	52万 円
					平成18年3月20日	13万 円
					平成18年7月10日	44万 5,000円
					平成18年12月11日	59万 円
					平成19年3月22日	14万 円
8854	女		昭和41年生		平成16年7月12日	41万 2,000円
					平成16年12月13日	55万 円
					平成17年3月25日	8万 5,000円
					平成17年7月11日	41万 円
					平成17年12月12日	55万 5,000円
					平成18年3月20日	9万 円
					平成18年7月10日	42万 円
					平成18年12月11日	56万 円
					平成19年3月22日	9万 円
8855	女		昭和44年生		平成16年7月12日	38万 7,000円
					平成16年12月13日	51万 3,000円
					平成17年3月25日	6万 5,000円
					平成17年7月11日	37万 5,000円
					平成17年12月12日	52万 円
					平成18年3月20日	7万 円
					平成18年7月10日	39万 円
					平成18年12月11日	53万 円
					平成19年3月22日	7万 5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8856	女		昭和42年生		平成16年7月12日	32万 9,000円
					平成16年12月13日	43万 9,000円
					平成17年3月25日	6万 円
					平成17年7月11日	33万 円
					平成17年12月12日	44万 円
					平成18年3月20日	6万 5,000円
					平成18年7月10日	34万 円
					平成18年12月11日	45万 円
					平成19年3月22日	7万 5,000円
8857	女		昭和51年生		平成16年7月12日	7万 円
					平成16年12月13日	40万 4,000円
					平成17年3月25日	5万 円
					平成17年7月11日	30万 円
8858	女		昭和54年生		平成16年7月12日	5万 5,000円
					平成16年12月13日	10万 円
					平成17年3月25日	2万 5,000円
					平成17年7月11日	8万 円
					平成17年12月12日	42万 円
					平成18年3月20日	8万 円
					平成18年7月10日	34万 円
					平成18年12月11日	45万 円
					平成19年3月22日	9万 5,000円
8859	女		昭和47年生		平成16年12月13日	40万 5,000円
					平成17年3月25日	10万 円
					平成17年7月11日	32万 円
					平成17年12月12日	42万 円
					平成18年3月20日	11万 円
8860	女		昭和51年生		平成16年12月13日	5万 円
					平成17年3月25日	1万 5,000円
					平成17年7月11日	4万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8861	女		昭和51年生		平成16年12月13日	4万 円
					平成17年3月25日	1万 5,000円
					平成17年7月11日	4万 円
					平成17年12月12日	8万 円
					平成18年3月20日	2万 5,000円
					平成18年7月10日	5万 円
					平成18年12月11日	9万 円
					平成19年3月22日	2万 5,000円
8862	女		昭和53年生		平成17年3月25日	10万 円
					平成17年7月11日	32万 円
					平成17年12月12日	43万 円
					平成18年3月20日	11万 円
					平成18年7月10日	36万 円
					平成18年12月11日	48万 円
					平成19年3月22日	12万 円
8863	男		昭和46年生		平成17年3月25日	4万 円
					平成17年7月11日	30万 円
					平成17年12月12日	50万 円
					平成18年3月20日	13万 円
					平成18年7月10日	42万 円
					平成18年12月11日	56万 円
					平成19年3月22日	14万 円
8864	男		昭和46年生		平成17年7月11日	18万 円
					平成17年12月12日	50万 円
					平成18年3月20日	13万 円
					平成18年7月10日	42万 円
					平成18年12月11日	56万 円
					平成19年3月22日	14万 円
8865	男		昭和55年生		平成17年7月11日	3万 円
					平成17年12月12日	8万 円
					平成18年3月20日	2万 5,000円
					平成18年7月10日	5万 円
					平成18年12月11日	10万 円
					平成19年3月22日	9万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8866	女		昭和51年生		平成17年7月11日	3万 円
					平成17年12月12日	8万 円
					平成18年3月20日	6万 円
					平成18年7月10日	31万 円
					平成18年12月11日	39万 円
					平成19年3月22日	9万 円
8867	男		昭和50年生		平成17年12月12日	35万 円
					平成18年3月20日	13万 円
					平成18年7月10日	42万 円
					平成18年12月11日	56万 円
					平成19年3月22日	14万 円
8868	男		昭和50年生		平成17年12月12日	6万 円
					平成18年3月20日	3万 5,000円
					平成18年7月10日	7万 円
					平成18年12月11日	42万 円
					平成19年3月22日	10万 円
8869	男		昭和44年生		平成18年12月11日	56万 円
					平成19年3月22日	14万 円
8870	男		昭和51年生		平成19年3月22日	10万 円
8871	男		昭和55年生		平成18年12月11日	7万 円
					平成19年3月22日	3万 円
8872	男		昭和52年生		平成19年3月22日	10万 円
8873	男		昭和46年生		平成19年3月22日	8万 円
8874	女		昭和49年生		平成16年7月12日	33万 2,000円
8875	女		昭和52年生		平成16年12月13日	6万 円
					平成17年3月25日	2万 円
					平成17年7月11日	5万 円
8876	男		昭和44年生		平成16年7月12日	36万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち平成4年6月1日から5年10月1日までの期間及び同年12月1日から7年11月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、4年6月から5年9月までの標準報酬月額を30万円に、同年12月から7年10月までの標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から7年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の一部について標準報酬月額が給与水準に比べて低く記録され、また、一部期間は加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、平成7年10月末日までの申立期間も継続して勤務しており、申立期間の給与水準も60万円以上であったので、申立期間の標準報酬月額を給与を反映した標準報酬月額に訂正してほしい。また、一部加入記録のない期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社グループ企業の基幹であるC社が一括加入している雇用保険の加入記録及びオンライン記録等により、申立人は平成7年10月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日以降の8年1月5日に、さかのぼって6年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人の同社における資格喪失日は同年8月31日と記録され、5年5月19日付けで4年6月から5年9月までの期間に

係る標準報酬月額が30万円から9万8,000円に、8年1月5日付けで5年12月から6年7月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円から8万円にそれぞれ減額訂正されている。

また、申立期間当時、A社について、元代表取締役は、社会保険事務所に事務担当者と一緒に出向き、相当数の従業員の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正し、併せて、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を行った。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日以後に、申立人を含む複数の従業員の標準報酬月額の定時決定が行われていることが確認できることから、同日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び申立期間に係る標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年6月から5年9月までを30万円に、同年12月から7年10月までを9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち平成5年10月及び同年11月の標準報酬月額については、いずれも適切な時期に定時決定の処理がなされ、さかのぼっての記録訂正等社会保険事務所の不合理な処理は見受けられず、元代表取締役も「記録のと通りの保険料を控除した。」と供述している。

一方、申立人は、申立期間当時、給与は60万円程度であり、申立期間について、給与水準に見合う標準報酬月額が記録されておらず低額であるので訂正してほしい旨申し立てているが、それを確認できる資料等は無く、A社の元代表取締役からは、当時の人事関係記録は廃棄済みのため厚生年金保険料の控除等について不明である旨の回答があり、申立人の申立期間における給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認ができない。

このほか、申立人の申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、申立人が主張する給与水準に見合う標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係るA社における資格取得日は平成6年4月26日、資格喪失日は7年4月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年4月から7年3月までの標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月26日から7年4月6日まで
② 平成7年4月6日から10年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録がないことが分かった。A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が、平成7年4月6日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年4月30日）以降の7年4月6日付けで、さかのぼって6年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年4月26日付けで再取得の被保険者資格が取り消されている。

また、A社の商業登記簿謄本では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日には閉鎖又は解散等の事実はなく、同社は法人であることが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を平成6年4月26日、資格喪失日を社会保険事

務所の処理日である7年4月6日に訂正し、標準報酬月額は6年4月の社会保険事務所の記録から36万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された普通預金通帳の給与振込記録により、申立人が、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、普通預金通帳の給与振込記録をみると、平成7年4月から10年3月までの給与振込額が確認できるが、給与振込額はほぼ同額であり、また、この間に厚生年金保険料率の改定があったにもかかわらず、給与振込額に変動が見られないことから、保険料が控除されていたとは考えにくい。

また、当時の同僚は「社長が申立人に『保険には入れない』と言うことを電話で話していたのを聞いた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除についてこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち平成4年6月1日から5年10月1日までの期間及び同年12月1日から7年11月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、4年6月から5年9月までの標準報酬月額を26万円に、同年12月から7年10月までの標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から7年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の一部について標準報酬月額が給与水準に比べて低く記録され、また、一部期間は加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、平成7年10月末日までの申立期間も継続して勤務しており、申立期間の給与水準も50万円以上であったので、申立期間の標準報酬月額を給与を反映した標準報酬月額に訂正してほしい。また、一部加入記録のない期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

Bグループ企業の基幹であるC社が一括加入している雇用保険の加入記録及びオンライン記録等により、申立人は平成7年10月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日以降の8年1月5日に、さかのぼって6年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人の同社における資格喪失日は同年8月31日と記録され、5年5月19日付けで4年6月から5年9月までの期間に

係る標準報酬月額が26万円から9万8,000円に、8年1月5日付けで5年12月から6年7月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円から8万円にそれぞれ減額訂正されている。

また、申立期間当時、A社について、元代表取締役は、社会保険事務所に事務担当者と一緒に出向き、相当数の従業員の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正し、併せて、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を行った。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日以後に、申立人を含む複数の従業員の標準報酬月額の定時決定が行われていることが確認できることから、同日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び申立期間に係る標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成7年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年6月から5年9月までを26万円に、同年12月から7年10月までを9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち平成5年10月及び同年11月の標準報酬月額については、いずれも適切な時期に定時決定の処理がなされ、さかのぼっての記録訂正等、社会保険事務所の不合理な処理は見受けられず、元代表取締役も「記録のとおり保険料を控除した。」と供述している。

一方、申立人は、申立期間当時、給与は50万円程度であり、申立期間について、給与水準に見合う標準報酬月額が記録されておらず低額であるので訂正してほしい旨申し立てているが、それを確認できる資料等はなく、A社の元代表取締役からは、当時の人事関係記録は廃棄済みのため厚生年金保険料の控除等について不明である旨の回答があり、申立人の申立期間における給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認ができない。

このほか、申立人の申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間について、申立人が主張する給与水準に見合う標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が、昭和48年12月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年12月の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所及び公共職業安定所におけるA社の資格喪失日と雇用保険の離職日の記録から、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が日付を誤って記録することは考え難く、事業主が昭和48年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和53年5月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年12月から52年9月までは16万円、同年10月から53年4月までは17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月24日から53年5月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間も継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の従業員の供述から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、昭和52年10月に申立人の標準報酬月額を17万円とする定時決定の記載があるにもかかわらず、51年12月24日に資格喪失とされている。

また、当該被保険者名簿の申立人の「喪失の受付年月日」欄に日付の記載が無いものとなっているが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和53年5月31日に被保険者資格を喪失したすべての従業員が同名簿の「喪失の受付年月日」欄に日付の記載が無い。

なお、申立期間当時におけるA社の総務担当元取締役は「在職中の社員を1か月しか厚生年金保険に加入させないで、被保険者資格を喪失させることはあり得ないし、そのような処理をした記憶も無い。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者の資格を昭和53年5月31日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認

められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該被保険者名簿から、昭和51年12月から52年9月までは16万円、同年10月から53年4月までは17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和24年6月1日から25年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和24年6月1日から25年5月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。同社には昭和22年4月1日に入社してから59年9月30日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社が保管していた職員カードの記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和24年6月1日に同社本社から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社本社に係る昭和24年5月のオンライン記録及び同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の25年5月の記録から、24年6月から25年4月までの標準報酬月額を7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人は、A社の職員カードから、同社には昭和22年4月1日に入社したことが確認できる。

しかし、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載のある従業員のうち、昭和22年5月1日に被保険者資格を取得した従業員10名に照会したところ、そのうち8名から回答があり、5名は実際の入社日は同年4月1日としており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致しない。なお、他の1名は同年3月に入社、2名は不明としている。

さらに、A社は、当時の厚生年金保険加入に関する資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和24年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にグループ会社間の異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(関連会社B店からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、B店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と資格喪失日が同日と記録されている従業員は、空白期間が無くA社において被保険者資格を取得していること、及び申立人の異動時の状況に関する供述から、申立人が昭和24年7月1日に同社に異動したと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和24年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年3月16日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年3月16日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る昭和25年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年8月1日から26年3月1日までの期間について、A社C支店に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同支店における資格喪失日（昭和25年8月1日）及び資格取得日（昭和26年3月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、昭和25年8月から26年2月までの標準報酬月額については6,000円とすることが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和28年2月28日から同年3月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を同年3月2日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和28年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月16日から同年4月1日まで
② 昭和25年8月1日から26年3月1日まで
③ 昭和28年2月28日から同年3月2日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、B社から提出された職歴証明書等から判断すると、申立人が、A社C支店に昭和25年3月16日から継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人を入社日から厚生年金保険に加入させ、申立人から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社の他の複数の支店において、申立人と同時期に採用された複数の者の被保険者資格取得時期が昭和25年3月とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存していないものの、申立人の申立てどおりに厚生年金保険に加入させ、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、B社から提出された職歴証明書等から、申立人が、上述のとおりA社C支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人は、昭和25年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に資格喪失していることが記録されているが、その資格喪失の原因は、D社会保険事務所(当時)から同日に新設されたE社会保険事務所(当時)への移管によるものと記録されている。

しかし、上記旧台帳の記録は、A社C支店に係る被保険者名簿には記録されておらず、E社会保険事務所に移管された後の申立人の記録は、昭和26年3月1日の資格再取得に至るまでみられないことから判断すると、社会保険事務所における年金記録に係る管理が適切でなかったと考えられることから、申立人が25年8月1日に被保険者資格を喪失し、26年3月1日に被保険者資格を取得した記録を取り消すことが妥当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年7月及び26年3月の社会保険事務所の記録から、6,000円とす

ることが妥当である。

- 3 申立期間③について、B社から提出された職歴証明書等から判断すると、申立人は、A社C支店に昭和28年3月1日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、B社は、「申立人を入社日から退職日まで厚生年金保険に加入させ、申立人から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保存していないものの、申立人の申立てどおりに厚生年金保険に加入させ、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間については、関連会社への異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人のA社における資格喪失日を誤って昭和45年11月30日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 8905

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。申立期間については、関連会社への異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人のA社における資格喪失日を誤って昭和45年11月30日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和21年2月28日にA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月から21年1月までの標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年2月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社に厚生年金保険被保険者資格喪失届が保管されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は、「21年2月28日」と記載されており、社会保険事務所の受領印が確認できる。

また、B社は、「申立人の厚生年金保険資格取得届が見つからないので勤務期間は不明であるが、申立人に係る厚生年金保険の資格喪失届が社内に残っており、資格喪失日の前日までの期間は、A社に勤務していたと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間当時のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録を確認すると、複数の従業員の被保険者資格喪失日がそれぞれ相違していることが確認できることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和21年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届により、昭和20年4月から21年1月までは50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における資格取得日に係る記録を昭和36年11月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月2日から37年11月1日まで

厚生年金保険の記録では、A病院に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。C社に頼まれて、昭和36年11月から38年6月末まで外科医師としてA病院に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社D県支部から提出された申立人に係る「解職に関する調書」では、「昭和36年11月1日A病院転職、38年6月30日退職」と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

さらに、B病院は、「現在は、正規職員は社会保険・雇用保険への加入が義務付けられているので、当時も同じ取扱いだったと考えられる。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和37年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得届及び報酬月額算定基礎届を提出する機会があったにもかかわらず、いずれの機

会においても社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は昭和37年11月1日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和36年11月から37年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格取得日に係る記録を昭和48年3月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録では、B社に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社には昭和48年3月から取締役として勤務したが、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったため、適用事業所となるまでは、事業主が同社と同じA社で厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の直前に勤務していたC社及びB社の元同僚の「C社で一緒だった申立人に誘われてB社に入社した。」との供述により、申立人が申立期間当時、B社に勤務していたことは推認できる。

また、A社及びB社の当時の給与担当者が「B社では、同社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和48年9月30日以前は、申立人のみがA社の社員として厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と供述していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和48年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保

険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考えられないことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和48年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成16年12月10日及び17年12月12日の標準賞与額に係る記録をそれぞれ23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月10日
② 平成17年12月12日

厚生年金保険の記録では、A病院に勤務した申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。同病院は、既に標準賞与額の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間①及び②の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成16年12月10日及び17年12月12日に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ23万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月7日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所

(当時)は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成19年7月18日の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月18日

厚生年金保険の記録では、A校に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同校は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A校から提出された賞与一覧表により、申立人は、平成19年7月18日に同校から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表における当該賞与額及び厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年1月13日に申立人に係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該

標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8913	男		昭和24年生		平成19年7月18日	52万3,000円
8914	男		昭和28年生		平成19年7月18日	40万円
8915	男		昭和36年生		平成19年7月18日	43万3,000円
8916	男		昭和35年生		平成19年7月18日	52万1,000円
8917	男		昭和40年生		平成19年7月18日	38万9,000円
8918	男		昭和23年生		平成19年7月18日	47万8,000円
8919	男		昭和51年生		平成19年7月18日	27万3,000円
8920	女		昭和49年生		平成19年7月18日	25万5,000円
8921	男		昭和41年生		平成19年7月18日	28万6,000円
8922	女		昭和54年生		平成19年7月18日	27万2,000円
8923	女		昭和54年生		平成19年7月18日	25万6,000円
8924	男		昭和47年生		平成19年7月18日	5万8,000円
8925	男		昭和29年生		平成19年7月18日	9万円

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た資格喪失日であったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成5年4月20日に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年4月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与に比べて過少であり、また、資格喪失日が同社を辞めた時期より早くなっていることが分かった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成5年4月20日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年11月30日）より後の5年5月7日付けで、4年11月30日にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成4年6月から5年3月までは50万円と記録されていたところ、上記訂正処理日と同日の5年5月7日付けで、さかのぼって4年6月から同年10月までの標準報酬月額が16万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社は、平成4年11月30日に適用事業所ではなくなったと記録されているが、当該訂正処理を行った5年5月7日において、同社は法人事業所であり、常時従業員が在籍していたことが認められ、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できる。同社の経理担当役員は、「申立人は、営業担当で勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理をさ

かのぼって行う合理的な理由は無く、申立人に係る申立期間の標準報酬月額及び資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る資格喪失日及び標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、資格喪失日は平成5年4月20日に、標準報酬月額は50万円にそれぞれ訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、44万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は40万円、申立期間②は42万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成17年12月9日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は40万円、申立期間②は42万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は40万円、申立期間②は42万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、41万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は42万円、申立期間②は75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成17年12月9日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は42万円、申立期間②は75万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は42万円、申立期間②は75万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を95万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、95万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、95万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、65万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、14万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は110万円、申立期間②は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成17年12月9日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細により、申立人は、各申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間①は110万円、申立期間②は100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は110万円、申立期間②は100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和60年10月1日、資格喪失日が61年1月1日とされ、当該期間のうち、60年12月20日から61年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支店における資格喪失日に係る記録を61年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月20日から61年1月1日

A社B支店に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり同社に相談した。同社は、社会保険事務所(当時)に訂正の届けを行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、年金額の計算の基礎とされる期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主提出の給料支給明細表から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和61年1月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支給明細表の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、昭和47年4月1日から48年10月16日までの期間のうち、同年7月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和48年7月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、昭和48年10月17日から56年9月13日までの期間のうち、昭和51年6月及び同年7月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間について、同年6月の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円に、同年7月の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和51年6月及び同年7月について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和47年4月1日から48年10月16日まで
③ 昭和48年10月17日から56年9月13日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨の回答をもらった。この期間の給料明細書があるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務していた申立期間②及びB社に勤務していた申立期間③

の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合った標準報酬月額と異なっていることが分かった。これら期間に係る給料明細書があるので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された給料明細書（昭和47年3月分及び同年4月分）により、申立人は、A社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る給料明細書の報酬額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が昭和47年4月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された給料明細書から、申立人は、昭和48年7月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の厚生年金保険の事業主による納付義務の履行については、A社の総務担当者は、当時の資料等が保管されていないこと等から不明としており、保険料を納付したか否か等について確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和48年7月から同年9月までを除く期間については、前述の給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る標準報酬月額と一致しており、事業主は、当該期間に係る申立人の給与から、当該記録どおり、厚生年金保険料を控除していたものと認められることから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、当該期間のうち、昭和51年6月及び同年7月について、その主張する標準報酬月額（昭和51年6月は9万2,000円、同年7月は9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社から提出された申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険被保険者決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」の記載内容は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とも一致していることから、事業主は記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和51年6月及び同年7月を除く期間については、前述の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る標準報酬月額と一致しており、事業主は、当該期間に係る申立人の給与から、当該記録どおり、厚生年金保険料を控除していたものと認められることから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和20年12月10日から21年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同20年12月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和23年5月26日から同年11月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を同年11月30日に訂正し、この期間の標準報酬月額を同年5月から同年7月までは600円に、同年8月から同年10月までは8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年9月1日から21年1月1日まで
② 昭和23年5月26日から25年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社における記録について、昭和19年9月1日から21年1月1日までの期間及び23年5月26日から25年8月1日までの期間が空白となっていた。

A社には、昭和2年4月11日から41年1月31日まで継続して勤務しており、途中で退職したことはない。同社発行の人事履歴書を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻及び子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和20年12月10日から21年1月1日までの期間については、A社発行の人事履歴書、申立人直筆の履歴書及び元従業員の供述から申立人が当該期間において同社B支店に継続して勤務していることが認められる。

また、事業主は、「申立期間当時、同社においては、社員は全員厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和20年12月10日から21年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭

和21年1月の社会保険事務所の記録から200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社発行の申立人に係る人事履歴書、雇用保険の加入記録及び元従業員の供述から申立人が昭和22年8月16日から23年11月29日まで同社C支店に継続して勤務していることが認められる。

また、事業主は、「申立期間当時、同社においては、社員は全員厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和23年5月26日から同年11月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同年5月から同年7月までは600円、同様に上記被保険者名簿から、同年8月から同年10月までは8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①のうち、昭和19年9月1日から20年12月9日までの期間については、A社発行の申立人に係る人事履歴書、申立人直筆の履歴書及び元従業員の供述から、申立人が申立期間①を含む昭和18年5月1日から20年12月9日まで同社D支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和19年9月1日から20年12月9日までの期間については、旧厚生年金保険法が適用される区域は「内地」である現在の日本国内であることから、「外地」である申立期間当時のE国に所在していた同社D支店は旧厚生年金保険法の適用を受けなかったと判断できる。

また、申立人が、昭和19年9月1日から20年12月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、事業主に照会したものの、申立人に係るA社D支店における当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和19年9月1日から20年12月10日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和19年9月1日から20年12月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、昭和23年11月30日から25年8月1日までの期間について、A社発行の申立人に係る人事履歴書、申立人直筆の履歴書及び複数のF社元従業員の供述から、当該期間にF社に出向社員として勤務していたことが認められる。

しかし、A社では、「休職中（出向中）の厚生年金保険の加入について、労働保険と社会保険の加入が同時であったことは確認できず、申立人がどのような形態で出向していたか資料がないため不明である。」と回答している。

また、申立期間当時のF社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険への加入記録を確認することはできない。

さらに、F社の商業登記簿は保存期限経過のため確認できず、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため事業主と連絡が取れず、当時の厚生年金保険の取り扱いや、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認ができない。

加えて、上記健康保険労働者年金保険被保険者名簿に被保険者記録がある複数の従業員に対し照会を行ったものの、当時の厚生年金保険の取扱いについて記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間②のうち、昭和23年11月30日から25年8月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②のうち、昭和23年11月30日から25年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和51年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月16日から同年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答があった。同社本社から同社B工場への異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事台帳の記録、健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和51年3月16日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和51年4月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年3月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月30日から同年5月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る人事記録（従業員カード）から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年3月30日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和34年5月16日から40年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間①及び同社に在籍し、関連会社のB社に出向した期間のうち申立期間②の加入記録が無い。当該期間は、転勤や在籍出向の期間はあったが、在籍証明書のとおり継続してA社に勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された在籍証明書及び在籍記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和21年4月1日に同社本社から同社E支店に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和21年2月の社会保険事務所の記録から、200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社から提出された在籍証明書及び在籍記録から、申立人は、申立期間②当時、同社に勤務(関連会社であるB社に出向)し、取締役であることが確認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」と回答している。

また、オンライン記録では、B社は平成5年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、承継会社であるD社は「保管しているB社の役員在任一覧から、申立期間当時、申立人は同社の取締役であることは確認できるものの、貸金台帳や厚生年金保険に関する資料等を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」と回答している。

さらに、上記役員在任一覧により、B社の取締役であった2名は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険被保険者資格を申立人と同じく昭和40年8月1日に取得しており、取締役就任後の一部の期間については申立人と同じく被保険者でないことが確認できるものの、既に死亡しており、当該同僚から申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料について事業主による給与からの控除の状況について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和44年3月1日）及び資格取得日（同年6月11日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から同年6月11日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録カードにより、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、上記人事記録カードにより昭和44年2月1日から45年8月20日までの間、A社の総務部付けで、同社の関連会社であるC社へ出向していたことが確認できる。

さらに、オンライン記録及びB社が保管している社会保険台帳において、申立人の被保険者資格喪失日が昭和44年3月1日、資格取得日が同年6月11日となっていることについて、B社の事業主は、「当時、同社では、社会保険事務手続に誤りがあったのではないか。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社保管の社会保険台帳に、申立人に係る資格喪失日が昭和44年3月1日、資格取得日が同年6月11日と記録されていることから、事業主は、喪失日及び取得日とその記録どおりに届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年5月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべ

き厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月15日

A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与支払明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散し、事業主の連絡先も不明であることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
- | | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について誤って届出を行っていなかった。同社は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与明細一覧表」及び「社員別賞与控除一覧」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」及び「社員別賞与控除一覧」における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提

出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
8955	女		昭和41年生		平成16年6月30日	127万7,000円
8956	女		昭和46年生		平成16年6月30日	55万円
8957	女		昭和43年生		平成16年6月30日	91万2,000円
8958	女		昭和45年生		平成18年6月30日	12万5,000円
8959	女		昭和46年生		平成18年6月30日	115万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月15日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和53年3月15日に転勤辞令を受け、引継ぎ等を行い、その2週間後に転勤したとしていること及びB社の現在の社会保険担当者は「申立人の職員台帳における申立期間に係る転勤発令日が同年3月15日となっているが、その2週間後に申立人が転勤したとするD支店における資格取得日が同年4月1日であることからすると、申立期間の終期である同年4月1日は実際の赴任日であると推認される。」旨供述していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53

年2月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立人の申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年6月1日）及び資格取得日（同年9月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。C社には昭和49年5月15日から57年8月1日まで出向はしたものの、申立期間（3か月）以外は、A社の厚生年金保険の加入記録が確認でき、申立期間中も厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A社において、昭和48年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年6月1日に資格を喪失後、同年9月1日に同社において再度資格を取得しており、同年6月1日から同年9月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、申立期間当時、A社からC社に出向していた複数の同僚は、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年5月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年6月から同年8月までの保険料の納入について告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年12月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成4年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年1月から同年4月までの期間の標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成2年11月1日から4年1月31日までの期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額になっており、4年1月31日から同年5月1日までの期間の加入記録が無かった旨の回答をもらった。申立期間の標準報酬月額及び加入期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は平成4年4月30日までの期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人の平成2年11月1日から4年1月31日までの期間の標準報酬月額が、当初、17万円と記録されていたところ、同年3月6日付けで、9万8,000円に減額処理され、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年4月30日）の後の同年6月9日付けで、同年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、平成4年3月6日付けで、申立人を含む6人の従業員について、標準報酬月額が減額処理され（このうち2人は、退職後の処理）、役員2人につい

て、元年10月1日の資格取得が取り消されるなど、不合理な記録の処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の取締役は、上記の減額処理等が行われた当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたと供述していることから、上記減額処理は、同社の滞納保険料を解消するために行われたものと考えられる。

加えて、上記の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した処理前の記録及び従業員の供述から、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の平成2年11月から3年12月までの期間に係る標準報酬月額及び厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効なものとは認められないことから、申立人の2年11月から3年12月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、17万円に訂正し、資格喪失日は、A社の関係会社であるB社で資格取得した日の4年5月1日に訂正することが必要である。

また、平成4年1月から同年4月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た3年12月の記録から、17万円とすることが必要である。

東京国民年金 事案 7396

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、母から、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、手帳記号番号払出簿により、昭和 35 年 10 月に父親、母親及び姉と連番で払い出されていることが確認でき、母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする姉は、申立期間の保険料が未納となっており、同じく連番で払い出されている父親は、申立期間のうち 6 か月の保険料が未納となっていること、母親は申立期間の保険料が納付済みとなっているが、主に母親を扶養していた申立人の妹の説明によれば、母親の申立期間の保険料は後に特例納付により納付した可能性があることなど、母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7397

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から52年12月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、母が私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間当時の保険料の納付方法の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和54年7月に払い出されており、申立人が所持する領収証書により、申立人は、申立期間直後の53年1月から54年3月までの保険料を55年2月26日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は、時効により過年度納付することはできないこと、申立期間の保険料を納付するとすれば、当時実施されていた第3回特例納付による以外にないが、母親は、申立人の国民年金の加入手続ときに保険料を特例納付した記憶がないことなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間同時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 50 年に特例納付のを知り、同年 12 月 26 日に夫婦二人分それぞれ 10 年分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 50 年 12 月 26 日に、第 2 回特例納付により、最初に申立人の未納国民年金保険料 2 年分を納付し、同日中に、申立人の残りの未納保険料 8 年分と申立人の夫の未納保険料 10 年分も納付したと主張しているが、第 2 回特例納付実施期間の末期に行政側が同一被保険者の未納期間の保険料を 2 年分と 8 年分に分割して納付書を作成したとは考えにくく、特例納付実施期間終了後間もない 51 年 2 月 13 日時点で作成された附則 18 条納付者リストでは、申立人の 2 年分の未納保険料は特例納付された旨の記載が認められるものの、申立人の 8 年分及び夫の 10 年分の未納保険料の特例納付に係る記載は無いこと、申立人及びその夫は、特例納付をしたとする時期後に保険料の未納期間が認められることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7402

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで

私の妻は、外国籍の人が国民年金に強制加入となった昭和 57 年の夏ごろに、市役所支所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 57 年に妻が、夫婦の国民年金の加入手続を同時に行い保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は 60 年 1 月以降に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、妻の手帳記号番号は同年 11 月ごろに払い出されていることから、申立人の手帳記号番号の払い出しも同時期であると推認できること、当該払出時点では、申立期間のうち 57 年 1 月から 59 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、時効期間経過前の 59 年 10 月以降の保険料は過年度納付となるが、妻は、加入当時に申立人の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、妻は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無く、昭和 57 年に行ったとする加入手続時に年金手帳を受領した記憶も無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7403

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 59 年 9 月まで

私は、外国籍の人が国民年金に強制加入となった昭和 57 年の夏ごろに、市役所支所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、私の未納分の保険料 2 年分をさかのぼって定期的に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 57 年に、夫婦の国民年金の加入手続を同時に行い、自身の未納分の保険料 2 年分を 3 か月分ずつさかのぼって納付したと主張しているが、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 11 月ごろに払い出されており、オンライン記録により、申立期間直後の 59 年 10 月から 62 年 3 月までの保険料を、時効期間経過直前の 62 年 1 月から平成元年 4 月にかけて、3 か月ごとに過年度納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の手帳記号番号払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無く、57 年に行ったとする加入手続時に年金手帳を受領した記憶も無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7404

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から48年12月まで
私の母は、私が昭和38年に会社を退職した後、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和38年10月の会社退職後に母親が申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和49年6月に払い出されており、年度別納付状況リスト及びオンライン記録により、申立期間直前の38年10月から39年9月までの保険料が第2回特例納付により納付されていること及びこの特例納付の記録は、平成5年9月に、昭和36年度分の納付済期間から38年10月から39年9月までの納付済期間へと記録整備されたことが確認できることから、当該記録整備時点では当該期間は未納期間として取り扱われていたものと推認できるなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7405

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで
私は、申立期間の国民年金の資格喪失の^{あいま}した記憶は無く、申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 57 年 1 月 28 日に国民年金の任意加入により被保険者資格を取得後、申立期間前の 59 年 4 月 25 日に資格を喪失し、申立期間直後の 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7410

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成6年3月まで
私は、昭和58年ごろ、夫婦二人分の免除申請をした。それ以来、私たちは毎年確定申告後に郵送で、もしくは社会保険事務所又は区役所に行き、申請免除の手続を行ってきた。申立期間の保険料が申請免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を申請免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人夫婦は、免除申請を行った場所、方法等の状況に関する記憶が曖昧であり、免除期間中であれば交付されることのない納付書について、申立人夫婦は、申立期間中も多数の納付書が届いていたことを記憶しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7411

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成6年3月まで
私の夫は、昭和58年ごろ、夫婦二人分の免除申請をした。それ以来、私たちは、毎年確定申告後に郵送で、もしくは社会保険事務所又は区役所に行き、申請免除の手続を行ってきた。申立期間の保険料が申請免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を申請免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人夫婦は、免除申請を行った場所、方法等の状況に関する記憶が曖昧であり、免除期間中であれば交付されることのない納付書について、申立人夫婦は、申立期間中も多数の納付書が届いていたことを記憶しているなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7419 (事案 3707 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月までの期間、52 年 6 月から 54 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 11 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 52 年 6 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を納められない状態ではなく、老後の生活資金と考え保険料を納付していた。再申立に当たり、申立期間当時の納付状況について新たに思い出したことを説明するので改めて審議をしていただきたい。申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、当時の納付場所、保険料額など保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、すでに当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要無いとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から、納付していたとする納付書の様式及び金融機関等の追加情報が提示されたが、その内容は申立期間の保険料納付を示す又はうかがわせるものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 48 年 6 月まで

私は、区役所の職員から加入勧奨を受け国民年金に加入した。加入当初の国民年金保険料は集金人を通じて納付していたが、数か月で納めることをやめた。その後、何年か経ってから、区役所の職員から保険料を納付しなければ年金の受給ができないと聞き、納付していない期間の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入時期及び加入当初の集金人を通じて保険料を納付していた期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、附則 18 条納付者リストにより、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料を第 2 回特例納付で納めていることが確認でき、申立人は、特例納付をした時点では特例納付をしなければ 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付をしたと考えられること、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、上記の第 2 回特例納付により納付済みとなっている期間及び申立期間の保険料を納付した場合の金額と相違するなど、申立人が申立期間の保険料をも特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 51 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になった大学在学時に私の国民年金の加入手続をし、両親が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の父親は、加入手続、申立期間の保険料の納付金額、納付方法、納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、主として保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた市では、申立期間初期には集金人による印紙検認方式での保険料の収納が行われていたが、申立人の父親は、集金人に納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 5 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、翌年に第 3 回特例納付が実施されているが、父親には、特例納付を行った記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

東京国民年金 事案 7424

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から49年3月まで

私は、20歳になったころ、区役所出張所で国民年金の加入手続をして、昭和47年6月に勤めていた銭湯を辞めるまで国民年金保険料を納付していた。また、47年7月から49年3月までの保険料もさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入手続した時期、保険料を納付した時期及び保険料額の記憶が曖昧である上、申立人は、申立期間の保険料は納付書で納付し、保険料を印紙検認で納付したことはないと説明しているが、申立人が当時居住していた区では昭和45年6月以前は印紙検認による収納方法であり、当該期間の大部分は納付書では納付することはできない。

また、昭和47年7月に夫と同居後に約2年間分の保険料をさかのぼって納付したとしているが、保険料の納付時期、納付したとする月数、納付額等の記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年8月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、オレンジ色の年金手帳（同色の手帳は昭和49年11月以降に発行されている。）以外に手帳を交付された覚えはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から47年12月まで
私は、母と姉から勧められ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況が曖昧であること、申立人は、交付された国民年金手帳は黄緑色の国民年金手帳及びオレンジ色の年金手帳以外交付された覚えはないとしており、黄緑色の手帳は昭和46年以降に、オレンジ色の手帳は昭和49年以降に発行されていること、特殊台帳では、47年12月の欄に「この月まで納付不要」と押印されていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7433

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から51年3月まで
私は、大学院に入学後、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立期間中の昭和47年8月まで同居していたとする申立人の姉も国民年金の加入履歴がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年2月までの期間、45年2月から同年5月までの期間、47年8月から49年3月までの期間及び平成元年7月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月から41年2月まで
② 昭和45年2月から同年5月まで
③ 昭和47年8月から49年3月まで
④ 平成元年7月

私は、区役所から送られてきた納付書で、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①、②及び③のうち昭和47年8月から48年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年12月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間④については、オンライン記録において、時効期間経過後の平成3年9月に保険料を納付したことが確認できるが、この保険料は平成元年10月分の保険料として充当されたことを示す、充当期間、決議日、充当金額及び充当理由が記載されており、この記載内容に不自然な点はなく、保険料の充当を疑わせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7435

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私の国民年金は、20歳の時に父が加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、私が海外留学してからもしばらくは父が納付してくれていた。留学先に出国した時期と資格を喪失した時期が違うのは、父が保険料を払い続けてくれていた証であると考え。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の状況等を聴取することはできないため、当時の状況が不明である。

また、手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、当時申立人と同居していた姉も申立期間の保険料は未納であるなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7438 (事案 1583 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 53 年 2 月まで

私は、昭和 41 年ごろに国民年金に加入したとき、さかのぼって国民年金保険料 4,200 円を納めた。自分が加入せずに結婚後、妻に加入手続をさせるわけがないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、「申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が当時居住していた市では、申立期間当初は保険料の納付は印紙検認方式であったが、申立人には印紙検認の記憶が無い上、申立人は、転居後、国民年金の手続を行わなかったと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人は、国民年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、保険料を納付していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から52年3月まで
私は、20歳になる昭和50年*月に、自宅に来た区役所職員の勧めにより、国民年金の加入手続を行い、毎月集金人に国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料を毎月集金人に納付していたと説明しているが、申立人が居住していた区では、当時集金人方式は採られていなかったこと、申立人が毎月納付したとする金額は申立期間の保険料額と異なることなど、納付方法、保険料額等の納付状況に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年8月時点で、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7440

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 5 月まで
私は、昭和 49 年 6 月に、国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、国民年金に加入し、申立期間の保険料を集金人に一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする昭和49年6月は、第2回特例納付実施期間中であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は同月に払い出されているが、申立人の昭和49年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料支払額に申立期間の保険料を特例納付した場合の金額は含まれておらず、申立人が納付したと主張する保険料額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の金額と大きく異なっている。

また、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする昭和49年6月時点において、被用者年金の退職を支給事由とする年金給付を受けていたことから、国民年金の任意加入対象者であり、申立人の所持する年金手帳には49年6月13日に任意加入したことが記載されていることから、申立期間は、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 5 月に市の出張所で国民年金の加入手続を行った際、市の職員から勧められ、それまで未納の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後は、私の妻が定期的に夫婦二人分の保険料を出張所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間のうち昭和37年2月から44年3月までの期間について、申立人が保険料をさかのぼって納付したとする同年5月は、特例納付実施期間外であり、納付したとする保険料の月額の特例納付の保険料額と相違している。また、申立期間のうち44年4月から49年3月までの期間について、妻が納付したとする金額は、当時の保険料額と相違している上、申立人及び妻が居住していた市では、申立期間の途中まで印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、妻はその納付方法に関する記憶が無いなど、申立人及び妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年11月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持する同年11月発行の年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 7444

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

私は、昭和44年5月に市の出張所で国民年金の加入手続を行い、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を出張所で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付したとする金額は、当時の保険料額と相違している上、申立人が居住していた市では、申立期間の途中まで印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人はその納付方法に関する記憶が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年11月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、現在所持する同年11月発行の年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から48年3月まで
私は、25歳のころに20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができる旨の通知を受けたので、国民年金に加入し、申立期間の保険料を一括でさかのぼって20数万円納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付の実施期間の直前に払い出されていることが確認できるが、申立人が納付したとする金額は、第2回特例納付開始時期の昭和49年1月に申立期間等の保険料を現年度納付、過年度納付及び第2回特例納付で納付した場合の保険料額と大きく異なっている。また、申立人が特例納付をしたとする後の59年10月から60年12月までの保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月15日から35年7月15日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を得た。私の記憶から勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てているところ、同社に係る商業登記簿謄本と申立人の記憶する商号、本店住所、事業目的及び役員氏名が一致することから、申立人が勤務していた事業所は同社であることが特定でき、複数の同僚の供述から判断すると、時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の元代表者は既に死亡しており、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚は、A社における自身の厚生年金保険は未加入であったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間②における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 6 月 30 日まで
② 平成 5 年 6 月 30 日から同年 10 月 18 日まで

A社の代表取締役として勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②については、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月1日の再取得時から5年9月30日までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（6年5月1日）の後の同年12月7日付けで、申立人の標準報酬月額及び資格喪失日（5年9月30日）の記録が、さかのぼって訂正されており、標準報酬月額については、4年12月から5年5月までの期間は11万円に減額訂正され、資格喪失日については、5年6月30日に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において代表取締役であったことが確認できる。

また、減額処理日においては代表取締役を退任（平成6年10月30日）していることとなっているが、この登記がなされたのは14年1月25日であること

から、申立人は同日までA社の代表取締役としての権限を有していたものと判断される。

しかしながら、申立人は標準報酬月額減額処理について、「私の退職後、当時の経理担当者が、社会保険事務所（当時）の指導により報酬月額の多い私と兄の報酬をかなりさかのぼって訂正することにより、滞納保険料を無くしたと、兄から聞いた。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人と兄とでは、減額訂正の対象となった事業所が異なる上、減額訂正処理日も異なる。

なお、兄の会社における申立人の厚生年金保険加入記録には、減額訂正等が行われた形跡は無い。

また、A社の元従業員は、「申立期間当時、申立人の兄と自分が管轄の社会保険事務所に出向き、担当課長と面談し滞納保険料の整理につき指導を受けた。」と供述しているが、この従業員は、前記の申立人の主張する担当者とは別の人物である。

さらに、当時の社会保険事務所の適用事業所名簿には、A社の代表取締役が変更となった届出の記録は無い上、申立人は、「在任中、会社の実印は自分で管理していた。」と供述している等、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額及び資格喪失日の訂正処理がなされたものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理等について関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 26 日から 48 年 7 月 1 日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間を含め、同社に継続して勤務し、健康保険証も保有していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたと申し立てているところ、同社の代表者は、「厚生年金保険料の控除について、当時、会計士に任せていたので分からない。」としており、当時の資料が無く、申立人の勤務実態について確認できないと供述している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、申立人と同日でA社の被保険者資格を喪失している二人の従業員について、同社の代表者は、「当時は景気の動向にあわせて社員の人数を増やしたり、減らしたりしていた。」と供述している。

そこで、二人の元従業員のうち連絡先の判明した一人（申立期間の途中から再度、被保険者になっている。）に文書照会を行ったところ、「申立人のことは知っているが、申立期間に勤務していたかは覚えていない。保険料控除についても分からない。」と供述している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含め3人の厚生年金保険被保険者資格喪失届が昭和 47 年 3 月 1 日に受理され、健康保険被保険者証が返納されている旨の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 62 年 5 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答もらった。確かに勤務していたので申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、所在地を管轄する法務局にも同社の商業登記の記録は無い。

また、A社の元代表者は、「当時、申立人には厚生年金保険の適用事業所ではないため、国民年金に加入するよう話をした。」と供述しており、自身は申立期間には国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 6 日から同年 4 月 30 日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から、申立人が昭和 60 年 1 月から、同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、上記同僚は、申立人と同様にA社へ昭和 60 年 1 月に入社し、通信機器の営業に従事していたとすると、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年 7 月 1 日となっており、申立人が別の会社において厚生年金保険に加入した後の日付となっている。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた複数の従業員に確認したものの、申立人の当時の勤務状況についての記憶は無く、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 1 日から 49 年 9 月 11 日まで
A 組合に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間より勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA組合発行の在職証明書から、申立人が申立期間において同組合にパートタイマーとして勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の同僚であったとする者の氏名は、A組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することができず、所在不明のため、申立人の当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A組合は、当時の資料が無いため断定はできないが、現在の従業員の加入状況から、申立人は、申立期間に係る所定労働時間数が同組合において厚生年金保険に加入する要件に達していなかったために、被保険者となっていなかったのではないかと回答している。

さらに、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同組合に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認でき、連絡先が判明した複数の元従業員に照会したものの、申立人の厚生年金保険の適用状況について回答を得ることができない上、給与から保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得られなかった。

加えて、申立人のA組合での雇用保険の加入記録は、オンライン記録と合致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 30 日から 37 年 1 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には同期間まで勤務していたので、同期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても継続してA社に勤務していたため、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び給与担当者は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社において厚生年金保険被保険者資格が確認できた複数の従業員に照会したものの、申立人の退職日については不明としており、申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

さらに、回答のあった上記従業員は、A社において年末の休業日はあったと思うとしている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、資格喪失日等の訂正等は無く、不自然な記載は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 5 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成 2 年 11 月に B 社へ代表取締役として異動したが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員の供述により、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、当時のA社における厚生年金保険に関する資料を保有しておらず、申立人から提出のあった給与支払明細書は、平成 4 年 5 月以降のものであるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録には、申立人が、平成 2 年 10 月 16 日に政府管掌健康保険の被保険者証を返納している旨の記載がある。

さらに、A社の給与担当であった役員及び経理担当であった役員は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な記憶は無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知りうる状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知りうる状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から39年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和36年9月に同社に入社し、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人は期間の特定はできないもののA社に継続して勤務していたと推認される。

しかし、A社は既に解散しており、代表者は死亡していることから、事業所及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当時のA社の事務担当者は、「申立人は、個人事業主として同社の仕事を受け持っていた期間があった。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会したところ、7人の従業員が申立人のことを記憶していたが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 43 年 7 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も父親が事業主であった同社に継続して勤務し、同社に勤務していた自分の兄弟の厚生年金保険の加入記録は途切れることなく継続しているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた申立人の三人の兄弟は、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたと供述しているが、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会したところ、一人の従業員は、「申立人は、申立期間当時は同社に勤務していなかった。」と供述しており、昭和43年2月まで事務を担当していたもう一人の従業員は、「申立人の名前は知っているが、申立人が同社で勤務していたところを見かけたことはなく、厚生年金保険料の控除についても記憶はない。」と供述している。

また、当時のA社の代表者は死亡しており、同社は、当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、同社及び代表者から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 25 日から 24 年 2 月 15 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和22年1月から25年ごろまで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において昭和23年10月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員が、「自分が入社したときには、申立人は同社で勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間当時も同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人が申立期間も一緒に勤務していたとする申立人の兄及び社会保険事務担当者であった従業員も昭和22年11月25日に被保険者資格を喪失しており、当該社会保険事務担当者は申立人と同様に24年2月15日に、申立人の兄は25年7月1日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社の存続は確認できず、当時の代表者は死亡していることから、同社及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会したところ、二人の従業員から回答があったが、いずれの従業員も申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況については分からないと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。10 か月の加入記録が残っているが、同社にはもっと長く勤務していたと記憶している。申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に、昭和 39 年ごろまで勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は現在、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社を吸収合併したB社は、「当社は、2度の移転の際にA社の資料はすべて破棄しており、当時の資料は残っていないことから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことを確認することはできない。」と回答している。

また、申立人が記憶していた上司、同僚のほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人が同社で勤務していた供述は得られたものの、その勤務期間まで特定することはできなかった。

さらに、上記複数の従業員は、「A社に係る社会保険の事務手続は、親会社であるC社が行っていた。」と供述しているが、A社の当時の事業主は既に死亡しており、また、C社の社会保険の担当者には連絡が取れないため、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 16 日から 37 年 1 月まで

ねんきん特別便を確認したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いことが分かった。給与明細書等の確認できる資料は保有していないが、同社に勤務したことは同社からの証明書があり確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の履歴書及び同社の証明書により、申立人が申立期間に同社の屋上遊技場で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「証明書は、当社が保管する申立人の履歴書に記載された内容から、当社屋上の遊技場運営会社における勤務の開始日が昭和 31 年 12 月 16 日、勤務の終了日が 37 年 1 月（日付なし）であることを証明したものであり、当社の従業員であったことを証明するものではない。

また、同履歴書の余白に「準社員」との記載があることから、申立人は当社内のテナントにおいて勤務していた者であり、当社屋上の遊技場運営会社であったB社の従業員であった。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる従業員 88 人に照会したが、申立人を記憶している者は確認できない。

さらに、B社のC地区の拠点であったD営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人が勤務していたA社の屋上遊技場の勤務者は確認できないため、上記のA社及びB社の従業員から、申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

加えて、B社がテナントとして営業していたA社の屋上遊技場は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和46年11月1日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録では、A店（B社のテナント）に勤務していた申立期間①及びC社D店に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A店は子供服販売で当時のG市では有名なお店であり、B社に派遣されて勤務した。また、C社D店では婦人服売り場で催事のアルバイトとして人事部から催事の都度電話があり勤務していた。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間にA店に所属し、B社に派遣されて勤務していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間①において勤務していたとするA店は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、A店を管轄する法務局において、商業登記の記録は無く、その代表者等を特定することができないため、同店及びその代表者から、申立人の勤務について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①当時のA店における上司及び同僚の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同店における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当らない。

2 申立期間②について、申立人は、当該期間にC社D店にアルバイトとして

勤務したと申し立てしているところ、同社では、「催事及び短期のアルバイトについては、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

また、C社D店は、申立期間②より後の昭和51年に開店しており、申立人が申立期間②に同社で勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②において、E社F店における厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人は、「同時に複数の会社に勤務したことは無い。」と主張しており、C社D店における申立人の勤務を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除についてこれを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 10 日から 59 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に養成乗務員として勤務しており、また、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の当時の従業員の供述から判断すると、申立人は、昭和 58 年 3 月 25 日から申立期間を含め、62 年 11 月 13 日までの期間、同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、B社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同資格取得確認通知書により、事業主が、昭和 58 年 6 月 10 日を申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日として、また、59 年 9 月 1 日を同資格の再取得日として、それぞれ届け出ていることが確認でき、これは、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、B社では、当時、A社において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨回答している。

さらに、申立人が自分と同様に養成乗務員であったと供述しているA社の当時の複数の従業員は、オンライン記録及び上記被保険者名簿では、いずれも、申立人と同様に、昭和 58 年 6 月 10 日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、59 年 9 月 1 日に同社において被保険者資格を再取得していることが確認できる。このことについて、B社では、A社において、58 年当時

の社会保険事務所の指導により、従業員の一部について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させており、その際、申立人と同様の雇用形態である従業員についても資格を喪失させ、その後雇用形態を見直し、59年9月1日に従業員全員を厚生年金保険に加入させた旨回答している。

加えて、上記複数の従業員に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 26 日から 49 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も、従前に引き続きA社に勤務し、企画業務に従事していた旨申し立てている。

しかし、A社の後継会社であるB社では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができないと回答している。

また、申立人が記憶していた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、連絡の取れた19人のうち、16人は申立人を記憶していないと回答しており、また、申立人を記憶していると回答している2人も、申立人の退職時期について明確な記憶が無く、これらの同僚及び従業員から申立期間における申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができなかった。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における被保険者資格取得日が昭和48年1月21日、離職日が同年6月25日であることが確認でき、これは、申立人の同社における厚生年金保険の加入記録と一致している上、申立人の申立期間における同社での雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月ごろから 36 年 2 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の複数の従業員の供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A社では、同社が保管する厚生年金保険被保険者に係る名簿を確認したものの申立人の名前は記載されておらず、また、このほかに申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の同社における厚生年金保険の加入状況等について確認することができないと回答している。

また、申立人が記憶していた複数の同僚に照会したものの、いずれも死亡又は連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、連絡の取れた複数の従業員のいずれからも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年ごろから29年2月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同事業所に勤務していた先輩には厚生年金保険の加入記録があるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、A事業所では、申立期間当時の従業員に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

また、上記同僚及び従業員に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができなかった。

さらに、上記従業員は、申立期間当時、A事業所には約10人の従業員が勤務していたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は6人程度であり、このことから同事業所では、申立期間当時、入社した従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。当時の給与支給明細書を提出するので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間に係る給与支給明細書及びA社から提出のあった当該期間に係る賃金台帳により、申立人は当該期間において、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録に見合う報酬月額を超える月收入（総支給額）を得ていたことは確認できる。

しかし、上記給与支給明細書及び賃金台帳上の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録と一致している。

また、A社では、申立期間当時、厚生年金保険料については、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく金額を従業員の給与から控除していた旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 30 日から 7 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社では、平成 6 年 12 月 29 日までの就労日はすべて勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、A社に勤務していた期間は、平成 6 年 4 月 1 日から同年 12 月 29 日までであることが確認できる。

また、申立人のA社に係る厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録は、平成 6 年 12 月 30 日までとされ、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の当時の代表取締役は、「当時の退職手続を行った人事担当者の記憶では、退職手続の際は、諸規定を本人に説明した上、退職日を決めていた。退職日を 31 日にすると、当月分の厚生年金保険料の支払が必要になるので、本人も同意の上で退職したと思う。」と回答している。

加えて、申立人から提出された給与明細書から、同社の保険料控除は翌月控除であったことが認められ、申立期間における厚生年金保険料の控除は行われていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8907 (事案 4376 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 10 月から 21 年 6 月 25 日まで
② 昭和 21 年 7 月 25 日から同年 12 月まで

A社に勤務した期間のうち、昭和 21 年 6 月 25 日から同年 7 月 25 日までの期間以外の厚生年金保険加入記録が無い。そのため、年金記録確認東京地方第三者委員会に対して、同社には、昭和 15 年ごろから 21 年 12 月まで継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、申立ては認められなかった。今回は、当時の同僚が、自身の退職時には申立人が勤務していたとしているので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間に係る申立てについては、申立期間のうち、昭和 15 年から、兵役召集日 (昭和 19 年 12 月 20 日) までの期間は、申立人が A 社の海外工場に勤務していたことがうかがえるものの、17 年 1 月前においては、日本に公的年金制度は無く、同年 1 月以降においても、労働者年金保険法及び厚生年金保険法のいずれも日本国外の事業所には適用されていないこと、また、復員日 (21 年 2 月 15 日) から同年 6 月 25 日までの期間及び同年 7 月 25 日から同年 12 月までの期間については、同社は、既に人事記録等の資料が無く、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員からも、申立期間における勤務状況等を確認できず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを確認できなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、復員後に A 社に復職したのは昭和 20 年 10 月ごろであり、当時の同僚は自身が退職した 21 年 11 月 8 日に申立人が同社 B 工場勤務していたことを供述しているため、申立てを認めてほしいとしている。

しかし、申立期間①について、申立人が昭和 20 年 10 月ごろ A 社に復職したことを確認できる資料は無く、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできない。

また、申立期間②について、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、「申立人が勤務していた。」と供述する同僚の資格喪失日は、昭和 20 年 11 月 8 日と記載され、同人の厚生年金保険被保険者台帳の記録とも一致しており、その後の勤務は確認できないことから、申立人の退職日が 21 年 11 月 8 日以降であったことは確認できない。

このほか、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月10日から31年3月19日まで
② 昭和31年12月4日から32年3月10日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社の加入記録が昭和31年3月19日から同年12月4日までであることが分かった。同社には最初は臨時雇いとして入社したかもしれないが、29年3月10日から32年3月10日までの3年間勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、昭和46年7月*日に解散しており、同社の後継会社からは当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者は既に死亡していることから、申立人のA社における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、当時のA社の給与担当者は、「申立期間当時、臨時雇いとして入社してくる者が相当数いた。臨時雇いは、入社当初は厚生年金保険には加入させず、正社員になってから加入させていた。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚5人のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、いずれも「申立人を覚えていない。」と回答しているが、そのうち一人は、「自分は、当時A社に臨時雇いとして入社し、相当期間経過後に正社員になった。」と供述している。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員15人に照会したところ11人から回答があり、そのうち二人が、「申立人が勤務していたことは覚えているが、入社日や退社日までは分からない。」と回答し

ており、その他の者はいずれも「申立人のことは覚えていない。」と回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録を確認したが、申立人の厚生年金保険の資格取得日（昭和 31 年 3 月 19 日）はオンライン記録と一致しており、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

そして、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 29 年 5 月 1 日であり、申立期間①のうち、同年 3 月 10 日から同年 4 月 30 日までの期間は適用事業所になっていないことが確認できる。

- 2 申立期間②について、上記 1 に記載のとおり、A社は既に解散し、当時の代表者は既に死亡しており、申立期間①及び②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員二人は、申立人の勤務期間は不明である旨供述していることなどから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録を確認したが、申立人の厚生年金保険の資格喪失日（昭和 31 年 12 月 4 日）はオンライン記録と一致しており、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月5日から37年5月31日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いが、申立期間に同社で勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の元従業員の回答から、期間は明らかではないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の事業主は既に死亡しており、また当時の資料を紛失又は処分したため、申立人の勤務期間や保険料控除について確認できない。」と回答していることから、同社から申立人の勤務実態及び申立期間の保険料の控除について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の元同僚及び従業員は、「同社が厚生年金保険の適用となった昭和32年8月1日には、20名以上の従業員がいた。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同年8月の被保険者の数は13名であることが確認できることから、申立期間当時、同社では従業員を全員、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年8月1日であり、申立期間のうち、同年3月5日から同年7月31日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人

が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 11 日から同年 2 月 13 日まで
厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いが、同社には昭和 42 年 6 月から 44 年 7 月末まで継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においても継続してA社に勤務していたと申し立てている。しかし、A社は、「申立人が申立期間において当社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務を確認することはできない。」と回答しているため、同社から申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の元同僚は、申立人を記憶していないため、当該同僚から申立人の申立期間に係る勤務について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者がいないため、これらの者から申立人の勤務について確認することができない。

加えて、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る被保険者資格喪失届が提出されたのは昭和 44 年 2 月 14 日であることが確認でき、当該日は申立人が同社で再度被保険者資格を取得した同年 2 月 13 日の翌日であることから、申立人が同社に継続して勤務していたのであれば、この時点で申立人の被保険者資格喪失届を提出することは考えられない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 12 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の記録では、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。昭和 18 年 9 月にA社に入社し、再交付された厚生年金保険被保険者証には、同年 12 月 1 日に資格取得と記載されているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録により、申立人が昭和 18 年 9 月 16 日にA社C支店に入社し、19 年 1 月 10 日「徴用中休職」、20 年 10 月 1 日「復職命ズ」との記載から、申立期間に同社C支店に在籍していたことは確認できる。

しかし、申立期間のうち昭和 18 年 12 月 1 日から 19 年 5 月 31 日までの期間については、労働者年金保険法の規定により、一般被用者のうち筋肉労働者のみが対象とされているところ、A社C支店は、損害保険業であるため、同法の適用対象事業所ではないことが確認できる。

また、厚生年金保険法の規定により、昭和 19 年 10 月 1 日から一般被用者も同法の対象とするようになったが、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間については、厚生年金保険の準備期間であるため、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

さらに、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証（再交付）では、資格取得年月日が昭和 18 年 12 月 1 日と記載されていることについて日本年金機構に照会したところ、「昭和 18 年 12 月 1 日は、申立人の健康保険の被保険者資格取得年月日と一致するので、健康保険の資格取得日を記入したと考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 10 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、大学を卒業した昭和 10 年 4 月より A 社(現在は、B 社)に勤務していたにもかかわらず、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A 社に勤務していたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された社員履歴簿より、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間のうち昭和 10 年 4 月 1 日から 16 年 12 月 31 日までの期間について、労働者年金保険法(昭和 16 年法律第 60 号)が施行されていないことから、当該期間は被保険者であったとは認められない。

また、労働者年金保険法が施行された昭和 17 年 1 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間について、B 社は、「A 社の労働者年金保険の加入状況についての資料は無く、申立人の申立期間に係る労働者年金保険の加入状況については確認できない。」と回答しているほか、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において申立人の当該期間における被保険者記録は確認できない。

さらに、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、年金手帳番号払出簿の申立人欄の備考欄に、「改」の記載があることが確認できる。この「改」の記載は、労働者年金保険法の制度改正による厚生年金保険法が昭和 19 年 6 月 1 日から施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことにより新たに被保険者となることを表すものである。したがって、同日以前の期間

においては、労働者年金保険の適用対象者ではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、上記被保険者名簿において、昭和 19 年 6 月 1 日が資格取得日と記録されているが、厚生年金保険法では、同日以降同年 9 月 30 日までは適用準備期間であり、同年 10 月 1 日から保険料の徴収が開始されたことから、申立人の申立期間に係る保険料控除があったとは考え難い。

なお、申立人は A 社の時代の被保険者記録が欠落している理由として社名変更を主張しているが、A 社から B 社へと名称が変わったのは昭和 21 年 1 月であり、社名変更によって記録が欠落しているということは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から40年9月25日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の受給手続に行ったところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険は、脱退手当金が支給されたことになっているとのことであったが、私は脱退手当金など聞いたこともなかったし、もらった覚えもないので、調べ直していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のすべてのページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年9月の前後4年以内に資格喪失した者3名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む2名に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約7か月以内に支給決定されている上、申立人以外の受給者である実妹は、当該事業所を退職後、実父である事業主から脱退手当金を手渡されたと思うと供述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられる。

また、当該被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年12月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月1日から35年4月1日まで
② 昭和35年10月1日から36年10月1日まで

夫の死亡により年金受給の手續に社会保険事務所（当時）に行った際、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金として支給されているということを知った。脱退手当金という制度についてはそのとき初めて知ったし、また私は脱退手当金を請求も受給もした記憶は無い。調査し記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年4月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から 38 年 3 月 ごろまで

当時、叔父が経営するA社に総務・経理事務の補助的な担当として昭和 35 年 5 月 1 日から 38 年 3 月 ごろまで定時制高校及び大学の夜間部に通学しながら勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 4 月 30 日にB社D営業所を退職し、35 年 5 月 1 日に従兄に代りA社に入社し、従兄より 1 か月間の研修を受けたと供述しているが、従兄は既に死亡していることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立人はA社の社会保険関係の事務は主に事業主が担当していたと供述しているが、同社は昭和 45 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している同僚に照会したところ、「申立人が本社に勤務していたことは覚えているが、自分の勤務場所は申立人と異なっており、入社年月日や勤務期間については記憶に無い。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者であった従業員に照会したところ、回答のあった1名は「自分は設計技術者で、勤務場所は申立人と異なっており、申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

そして、申立人は、A社には、事業主と申立人及び氏名を記憶していない女性従業員が1名いた旨供述しているところ、同社に係る上記被保険者名簿から、

昭和 33 年から 38 年までの期間において、女性の厚生年金保険被保険者は 1 名確認できるが、連絡先不明のため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月ごろから29年4月1日まで
② 昭和29年12月26日から30年3月1日まで

A社（現在は、C社）B工場に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。同社同工場には昭和27年4月ごろに臨時工として入社し、30年に正社員になった。仕事の内容や勤務場所に変更はあったが、入社から定年まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、同期間の申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等についてはわからない旨回答しているが、同社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の記録では、資格取得日が昭和29年4月1日とされており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において、申立人を含め213名が昭和29年4月1日に資格取得していることが確認でき、このうち申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚の1名は、27年2月ごろより臨時工として勤務した旨供述している。また、同名簿で、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員のうち1名は、「自分は、昭和28年4月に臨時工として採用された。当時、臨時工は29年4月から厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、同社B工場では、当時、臨時工について、29年4月

から厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた可能性がうかがえる。

- 2 申立期間②について、C社は、申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については分からない旨回答しているが、同社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び取得届の記録では、資格喪失日は昭和29年12月26日、再取得日は30年3月1日とされており、厚生年金保険の記録と一致している。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金被保険者名簿から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を再取得した昭和30年3月1日に、上記の同僚及び従業員を含む68名が同様に資格を再取得しており、そのすべてが29年9月から同年12月の間にいったん資格を喪失した後の再取得であることが確認できる。このことについて上記従業員は、「臨時工は年に一度解雇されたため厚生年金保険被保険者資格を喪失し、再取得した理由については、正社員となったためではないかと思われる。」と供述している。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚のうち2名は、臨時工は秋か年末にいったん解雇され、年が明けてしばらくすると再び勤務を開始するということの繰り返しであった旨供述していることから、申立人も同様の取扱いであった可能性がうかがえる。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 9 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の当時の代表者による「申立人は、申立期間当時、当社に勤務していた。」旨の供述及び元従業員による「私は昭和 32 年 3 月に中学校を卒業し、同年 4 月に集団就職で同社に入社したが、申立人は既に入社していた。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、少なくとも同年 4 月には、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の当時の代表者は「当時の関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の資格取得日及び保険料控除については不明である。また、当時の社会保険担当者の所在は分からない。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「厚生年金保険に加入する前は、保険料は控除されていなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A社の元従業員は「当時、一定期間内に入社した者の厚生年金保険の

資格取得は特定の日にまとめて実施されていた。」旨供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年4月1日に6人の資格が取得された後は、32年9月1日に申立人を含め4人の資格が取得され、33年5月1日に1人の資格が取得されていることが確認できる。

申立期間②については、B社の元従業員は「当時、申立人と一緒に仕事をしていた。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、B社の商業登記簿謄本によると、同社は平成4年12月*日に解散していることが確認できるところ、解散時の代表者の妻は「当時の代表者から解散時の代表者まですべて死亡しており、また、当時の経理担当者も死亡しているため、厚生年金保険の取扱い等について分かる人はいない。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人は、同社に勤務していた当時、期間は覚えていないが、しばらく会社を休んだことがある。」旨供述しているなど、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者として勤務していたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年ごろから21年6月1日までの期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年6月1日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年ごろから21年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の人事記録によると、申立人は、同社において、昭和16年3月に入社し、54年10月31日に定年退職し、同年11月1日に嘱託採用されていることが確認でき、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和19年ごろから21年6月1日までの期間については、A社は「申立人は、18年12月から21年5月までの期間においてB諸島の事業所に勤務していた。」旨回答しているところ、当時、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は内地に限って適用されていたものであるため、外地の事業所には適用されておらず、外地の事業所に勤務する者は当該保険の被保険者とはならないとされていることから、申立人は、当該

期間において、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者ではなかったものと判断される。

一方、申立期間のうち、昭和21年6月1日から同年7月1日までの期間については、A社は「申立人は、21年6月に当社のC支店に異動となったが、当時の関係資料が無いため、申立人の申立期間に係る保険料控除は確認できない。」旨回答しているところ、オンライン記録によると、同社C支店は、同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和21年7月1日から同年9月1日までの期間については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社C支店において、同年9月1日に被保険者資格を取得しており、多数の被保険者が申立人と同日に資格を取得していることが確認できる。

なお、A社C支店において申立人と同日の昭和21年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員は、いずれも死亡し、又は所在不明であるため、同社C支店における当該従業員及び申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和21年6月1日から同年9月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和19年ごろから21年6月1日までの期間については、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。また、申立期間のうち、同年6月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案8966（事案6283の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から25年11月1日まで
② 昭和27年8月1日から30年11月1日まで

A社に勤めていた期間の一部について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと申し立てたところ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、申立ては認められなかった。

しかし、昭和23年1月1日ごろに就職して以来、同社には7年から8年ぐらい勤務していたはずであり、社会保険庁(当時)に対する不信感もあって、勤めていた期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、前回認められなかった申立期間②に加え、23年1月1日から25年11月1日までの期間を新たな申立期間①として追加し、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、社会保険事務所(当時)が保管する関連資料に、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる記載が確認できないこと、A社が、申立期間についても厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたかどうかを判断するための関連資料等が無いこと、事業主や当時の従業員とは連絡が取れず、申立人の厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない等の理由から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年2月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たに申立期間当時の同僚の名前を挙げて申立てをしているが、当該同僚を含む従業員に照会したところ、回答のあった従業員は、申

立人の申立期間における勤務について記憶しておらず、申立てに係る新たな事実は確認できなかった。

また、今回の申立てに係る新たな関連資料等も見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間①について、申立人は、当該期間についてもA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等から、申立期間のうち、昭和25年6月20日以前の期間について同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人と同時期に勤務していた同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和25年10月1日であることが確認できることから、同社は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていないことがうかがえる。

さらに、調査の途上で、申立人が、A社の前身の事業所であり、申立期間①の期間中に勤務したとするB社については、申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人は昭和23年ごろから25年ごろまでB社に勤務していたことが認められるが、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人や申立人が名前を挙げた複数の同僚の名前は確認できないほか、申立人と同じ13歳で厚生年金保険の資格を取得しているものは見当たらない。このことから、同社は従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、また、相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、A社及びB社は既に廃業しており、当時の代表者は既に死亡していることから、当時の事情等について確認することができない上、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案8967（事案2489の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月ごろから平成2年11月ごろまで

A社会保険事務所（当時）管内のB社及びC社会保険事務所（当時）管内のD社に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨申し立てたところ、申立期間について両事業所が厚生年金保険の適用事業所ではない等の理由により認められなかった。

しかし、申立期間後に、申立期間に係る厚生年金保険料をE社会保険事務所（当時）及びF社会保険事務所（当時）に個人で納付したので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立てに係る事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立期間当時の事業主や同僚等とも連絡が取れず、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除等について確認できないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「D社退職後に勤務したG社の担当者を介して同社在職中に、B社及びD社に勤務していた期間に係る厚生年金保険料として79万8,000円をE社会保険事務所に納付し、平成12年ごろ、上述の納付した厚生年金保険料の不足分17万8,000円をF社会保険事務所に自身で納付し、当該社会保険事務所から領収書を受け取った。」と主張している。

しかし、申立人は、上述の領収書を保持していない上、当該社会保険事務所では、「申立人に対し領収書を発行したことは確認できず、現在に至るまで申立人が主張する様式と一致又は類似する様式の領収書を使用していた事実は無い。また、申立期間当時、第四種被保険者以外の個人が厚生年金保険料を社

会保険事務所に納付する制度は無い。」と回答している。

また、申立期間当時、申立人が第四種被保険者であったことは確認できない上、申立人の厚生年金保険被保険者期間及び主張内容等から判断すると、第四種被保険者になれない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を自ら納付したとする申立人の主張をもって、申立人が事業主により保険料を控除されていたと判断することはできない。

そのほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したとする主張を繰り返すのみで、その他に新たな資料や情報は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 30 日から 51 年 11 月 30 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録から、申立人がA社を退職した日は、昭和 50 年 11 月 29 日であることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、事業所別被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、4人が申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間に勤務したことを記憶している従業員はいない上、申立人と同じ職種の従業員は、「私が昭和 51 年 7 月に入社した時、私と同じ職種の方は 5 人いたが、申立人と同じ氏名の方はいなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 31 日から 13 年 9 月 11 日まで
A 社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の従業員の供述及び申立人が保管する同社の源泉徴収票により、申立期間の一部について、申立人が販売員として同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は商業登記簿謄本から、平成 13 年 5 月 * 日に裁判所の破産宣告を受けていることが確認でき、従業員も同年 5 月にすべての従業員が解雇になったと供述していることから、申立期間のうち同年 5 月 26 日からの期間については、申立人が同社に勤務していた事情はうかがえない。

また、A 社の当時の経理事務担当取締役は、「同社の当時の社会保険加入一覧を保管しているが、その中に申立人の氏名は見当たらない。同社では、直接雇用以外の販売員については、健康保険や厚生年金保険の社会保険には加入させておらず、給与からも保険料は控除していなかった。」と供述している。

さらに、上記の取締役は、「厚生年金保険に加入している従業員は、厚生年金基金及び雇用保険にも加入させていた。」と供述しているが、申立人の A 社における厚生年金基金及び雇用保険の記録は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間及びその前後の期間を通じて国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録から、申立期間のうち平成 10 年 8 月から 13 年 8 月まで、国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 8 月 24 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 39 年 4 月に同社に入社し、本社で研修を受けた後、同年 5 月又は同年 6 月に同社C事業所に配属されており、申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社の事業を継承したB社は、申立人の勤務状況等を確認できる資料等を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

また、申立人が記憶している元上司二人のうち、一人は所在が不明であり、他の一人は申立人のことを記憶していないと供述していることから、これらの者から申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、A社において、昭和 39 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員で回答のあった 25 人のうち、24 人(申立人と同様に、同年 4 月に同社本社で研修を受けたとする 8 人を含む。)は、申立人と同じ営業所に勤務したことは無く、申立人のことを記憶していないと供述している。残る一人は、申立期間当時、同じ県内の他の事業所に勤務しており、申立人のことを記憶しているが、申立期間に申立人が勤務していたかどうかまでは記憶していないと供述している。

加えて、A社において、昭和39年8月1日から同年8月24日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員で回答のあった従業員16人全員が、申立人と同じ同社C事業所に勤務したことは無く、申立人のことを記憶していないと供述している。これらのことから、同社の従業員から申立期間における申立人の勤務状況及び保険料控除等の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から同年 11 月まで
② 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B営業所に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②にそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、従業員一人が申立人を記憶している旨供述していること及び申立人自身の供述が具体的であることから判断すると、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間①のころにA社B営業所に営業職として勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和 51 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の代表者は既に死亡しており、社会保険事務を担当していた従業員は、試用期間等の有無や厚生年金保険の取扱いについて記憶していない旨供述していることから、申立期間①における申立人の厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

また、申立人が記憶している上司二人のうち、一人は、人物を特定することができず、他の一人は、申立期間①当時の状況について照会を行ったが回答を得られなかった上、A社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる申立期間①当時の従業員に照会を行い回答のあった 12 人全員が、申立人と同じ営業所に勤務したことはなく、職種も営業職ではなかった旨供述していることから、これらの者から申立期間①における申立人の厚生年金保険料の控

除等の事実について確認することができない。

さらに、申立期間①当時、A社B営業所に勤務していた経理事務担当者及び同社管理部に勤務していた従業員は、営業所勤務の営業職従業員には入社後、数か月間の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった旨供述していることから、同社は、入社と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録より、申立人は、当該期間のうち、昭和49年7月1日から51年2月29日までの期間において、C社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社は、申立期間②当時の資料を保管しておらず、当時の代表者は既に死亡していることから、同社における申立人の厚生年金保険料の控除等の事実を確認することができない。

また、C社において、厚生年金保険の新規適用時（昭和39年6月1日）から申立期間②を含む昭和58年まで社会保険及び給与計算を担当していた従業員は、同社に在籍する厚生年金保険に加入させるべき従業員はすべて加入手続を行っていたが、申立人について、厚生年金保険の加入手続を行った記憶は無い旨供述している。

さらに、申立人が記憶しているC社の上司一人は、既に死亡しており、申立人は、このほかの上司、同僚等を記憶していないことから、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除等の事実を確認することができない。

加えて、C社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる申立期間②当時の従業員に照会を行い回答のあった16人のうち、15人は、申立人のことを記憶しておらず、残りの一人は、申立人が同社の関連事業所であるD事業所で働いていたので、C社の従業員とは思っていなかった旨供述していることから、これらの者から申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。